

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成25年10月21日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第50号所管分の審査 .....	2
補足説明（次世代育成部長、生涯学習部長）	
質疑（安藤薫委員、東久美子委員、南野直司委員、大澤千恵子委員）	
議案第56号の審査 .....	38
質疑（安藤薫委員、南野直司委員）	
採決 .....	44
閉会の宣告 .....	44

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成25年10月21日(月) 午前10時 3分 開会  
午後 2時21分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 嶋野浩一朗      副委員長 大澤千恵子      委員 東久美子  
委員 南野直司      委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正      教育長 箸尾谷知也  
教育総務部長 山本和憲      総務課長 岩見賢一郎      子育て支援課長 木下伸記  
次世代育成部長 登阪 弘      同部次長 若狭孝太郎      学校教育課長 岡部寿子  
こども教育課長 小林寿弘      児童相談課長 谷田 学  
生涯学習部長 宮部善隆      文化スポーツ課長 日垣智之  
文化スポーツ課長代理 飯野祐介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉      同局書記 長澤佳子

### 1. 審査案件(審査順)

議案第50号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分  
議案第56号 摂津市立スポーツセンター条例を廃止する条例制定の件

(午前10時3分 開会)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

理事者から、挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

秋の行事が多い中、今日は委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

各委員さんにおかれましては、このたび、文教常任委員会へのご就任、大変ご苦労さまです。また、嶋野委員、大澤委員には、正副委員長、ご就任おめでとうございます。また、皆さんには1年間、何かとお世話をかけるとは思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました議案について、ご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

一旦、退席させていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名議員は、東委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、先に議案第50号所管分の審査を行い、次に議案第56号の審査を行うということに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開します。

それでは、議案第50号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 おはようございます。

それでは、議案第50号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第3号)のうち、次世代育成部にかかわる部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

6ページ、第3表、債務負担行為の補正のうち、児童センター指定管理事業は平成26年度から平成30年度までの5年間、1億3,400万円の限度額を設定いたしますのでございます。

第1児童センターは現在、指定管理者による管理を実施いたしておりますが、本年度末をもって、指定期間の満了を迎えることから、新たに指定管理者の指定を行うに当たり、平成26年度から平成30年度までの5年間、債務負担行為の限度額を設定いたしますのでございます。

また、限度額の設定に関しましては、現在の指定管理者の管理状況及び指定管理料をもとに、業務内容、仕様を精査した上で、消費税増税等を勘案し設定いたしております。

なお、指定管理者の指定議案につきましては、指定管理者の候補者の決定を行い、第4回定例会において提案させていただきますことを予定いたしております。

次に、歳入でございますが、16ページをござらんください。款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金、節4、住宅費補助金のうち、社会資本整備総合交付金につきましては、三宅スポーツセンター体育室から、子育て総合支援センター遊戯室への用途変更を行い、耐震等工事を行う、保育所整備事業に対する交付金で、その事業費のうち、446万円が国から補助されるものでございます。

次に、18ページをござらんください。

款15、府支出金、項3、委託金、目3、教育費委託金、節1、教育費委託金は指定された中学校区で、道徳教育の充実等について取り組むための大阪府からの委託金でございます。

次に、歳出でございますが、24ページをごらんください。款3、民生費、項2、児童福祉費、目3、児童福祉施設費につきましては、子育て総合支援センター遊戯室耐震等工事に係る監理委託料、三宅スポーツセンター体育室から、子育て総合支援センター遊戯室への用途変更等業務委託料、耐震補強及び快適な保育環境等を整備するために要する経費でございます。

次に、26ページをごらんください。款9、教育費、項1、教育総務費、目4、教育指導費、節8、報償費及び、節11、需用費につきましては、豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業に係る報償金及び消耗品費でございます。節13、委託料につきましては、緊急雇用創出基金事業を利用し、子どもたちの生活習慣や学習習慣の確率のための取り組みを支援するサポーターを配置するための委託料でございます。

次に、戻りますが、5ページ、第2表、繰越明許費をごらんください。歳出で説明いたしました、子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等工事の完成が、平成26年度にまたがることから、工事請負費及び工事監理委託料を翌年度に繰り越しを行うものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗委員長 続きまして、宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 おはようございます。

続きまして、議案第50号平成25年

度摂津市一般会計補正予算（第3号）のうち、生涯学習部にかかわる部分につきまして、補足説明をさせていただきます。

8ページ、第3表、債務負担行為の補正のうち、温水プール指定管理事業は平成26年度から平成30年度までの5年間、1億6,100万円の限度額を設定いたしますのでございます。

温水プールは現在、指定管理者による管理を実施いたしておりますが、本年度末をもって指定期間の満了を迎えることから、新たに指定管理者の指定を行うに当たり、平成26年度から平成30年度までの5年間、債務負担行為の限度額を設定いたしますのでございます。限度額に関しては、現在の指定管理者の管理状況及び指定管理料をもとに、業務内容、仕様を精査した上で、利用料金制の導入及び、消費税増税等を勘案し、設定いたしております。

同様に、体育施設指定管理事業は、市立体育館3館、青少年運動広場、スポーツ広場、テニスコート2カ所の計7カ所の社会体育施設について、現在、指定管理者による管理を実施いたしておりますが、本年度末をもって、指定期間の満了を迎えることから、新たに指定管理者の指定を行うに当たり、平成26年度から平成30年度までの5年間、3億6,640万円の債務負担行為の限度額を設定いたしますのでございます。限度額に関しては、現在の指定管理者の管理状況及び指定管理料をもとに、業務内容、仕様を精査した上で、消費税増税等を勘案し、設定いたしております。

なお、指定管理者の指定議案につきましては、指定管理者の候補者の決定を行い、第4回定例会において提案させていただくことを予定いたしております。

次に、歳入歳出の補正について、目を

追ってご説明させていただきます。16ページの歳入、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、文化スポーツ課分及び26ページの歳出、款9、教育費、項7、保健体育費、目3、体育施設費の減額はいずれも三宅及び味舌スポーツセンター廃止に伴い、両施設の耐震改修工事関連予算を取り下げるものでございます。

以上、生涯学習部にかかわります、平成25年度摂津市一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。○嶋野浩一郎委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑がある方、挙手にてお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、引き続き、文教のほうでお世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、50号の一般会計補正予算の文教所管分で幾つかご質問させていただきますと思います。

最初に、6ページにあります第3表、債務負担行為の補正について、お聞きしたいと思います。今回の債務負担行為の中の、まずは1点目として、指定管理者にかかわる点を聞きたいと思います。今回、指定管理者は指定管理者制度のあり方や、外郭団体のあり方の検討委員会を経て、公募による指定管理者の募集を行うということで、今までの指定管理者とは一段階違った形の選定になってくるものだと思います。

児童センターの債務負担行為は5年間で1億3,400万円とあります。前年や今年、それから一昨年と、指定管理料と比べて金額が低く設定されているとい

う点について、どのようなことが理由なのか、ちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

それから、体育施設におきましては3つの体育館と2つのグラウンド、テニスコート2つということでございます。具体的に、指定管理者で、これも5年間ということで一つの業者に委託していくことになるかと思えますけれども、現在は施設管理公社のほうで、体育施設を指定管理されているというふうに思うんですけども、グラウンドとかテニスコートは非常に利用者の方が多いという中で、奇数月だったでしょうか、抽せんを行っているということだったと思います。その抽せんであるとか、それから、予約の受付について、今後、次の指定管理者がどのようになっているかわかりませんが、変更があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

同じく、温水プールにつきましては、温水プールは特に公募というだけでなく、前回の第2回定例会でも議論いただきましたが、利用料金制度が導入されての指定管理者制度という形になりますので、恐らく、そういった利用料金を加味した形で、考慮した形で、指定管理料金が下がっているかと思えますが、平成24年の決算の数字を見ますと、7,824万9,348円という指定管理料だったと思うんです、温水プール。今回は1億6,100万円、あらかじめ、資料請求でいただきました資料によりますと、最初の2年間は3,100万円、後半の3年間は3,300万円という設定で、半額ぐらいになっていると。この点、利用料との関係でいって、どのような形になっているのかについて、ちょっと教えていただきたいなと思います。

個別のことをちょっと3点ほどお聞き

しましたが、公募による指定管理者全体について、お聞きしたいと思うんです。初めての公募ということですので、やはり、担当部署として、公募においてどんなことを指定管理者に期待するのかというものが当然あって、応募をかけておられるかと思えます。どんなことを期待しているのか、どんなことを求めているのか、応募も既に、プレゼンも終わって、候補者も決定されているというふうに、日程から見ると推測いたしますけども、その点の、公募に当たって何を期待して公募したのか。

それから、この公募に対して、どのぐらいの事業者が応募して、その中で新たな提案や、市としての思いに込めているような新たな提案があったのかどうか。公募にしたメリットを現段階でどのように感じておられるのか。

そして、総務省の指定管理に関する考え方がだんだん変わってきました。全ての公の施設の管理を民間に委ねて、効率的な経営で経費削減をとということが前面に出されていた、指定管理者のあり方について、お金だけではないよと、市民サービスの向上が、まず第一だというようなこと、さまざまな総務省からの通達であるとか、助言などが行われてきたかと思えます。その中で、2008年には指定管理者制度の運用上の留意事項として、総務省から約19項目、注意しなければならないという点を挙げておられますが、そうした留意事項に照らして、今回の、今、行われている公募、それから選定の条件とか、結果、また今後の、指定管理者が決まった後の評価の方法などについて、どのように対応されて、やっておられるのか、ちょっとご説明いただけたらと思います。

債務負担行為の質問は、1回目は以上

です。

続いて、同じく、債務負担行為で、これは8ページになりますが、民間保育所施設整備補事業についてお聞きしたいと思います。これは、平成26年度に5億4,629万6,000円の債務負担を組むというものでありますが、民間保育所の整備を行う。特に、今、摂津市の待機児童の数は急増しています。南千里丘の開発に起因して、100名を超す、直近でホームページを見ますと、10月1日現在で176名の待機児童が生じているということです。そういう点で、民間保育所施設整備補助事業によって、5億4,629万6,000円によって、どのような内容で補助がされるのか、その中身について概要をお教えいただけたらと思います。

続いて、同じく債務負担行為で、8ページの学校給食調理業務委託事業についてお伺いしたいと思います。学校給食の調理業務の民間委託については、平成20年、鳥飼西小学校からスタートし、その後、鳥飼北小学校、そして、今年4月からは味舌小学校へと拡大してまいりました。給食調理の民間委託については、この間、私も、この委員会や本会議等を通して、大事な子どもたちの給食、食の安全の問題、それから食育など、公的な責任が後退するのではないかという問題。あわせて、労働法制との絡みから、偽装請負の疑いがあるのではないかと、さまざまな論点から意見を言い、指摘し、また議論も交わしてきたところだと思います。今回、新たに、昨年について、市内10校ある小学校の中で4校目の民間委託をやっていくための債務負担行為だということになっているわけでありまして。ちょっと具体的にお聞きしたいと思うんですけども、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味

舌小学校、この4月に鳥飼北小学校と鳥飼西小学校は契約更新をして、新たな契約を結んでいます。味舌小学校は新規でスタートしています。どちらも3年の契約で6,600万円の債務負担行為が組まれていました。今回の金額は1億3,600万円ということでありますから、年間に単純に割っても2,700万円を超えています。事前の資料請求でいただいた資料によると、最初の2年間は2,600万円、後半の3年間は2,800万円というふうになっています。先ほど、消費税の増税というようなこともおっしゃっていましたが、ことし契約した3校と比べても大変契約見込み額、債務負担行為が大きくなっていると思いますが、その点はなぜなのかご説明いただきたいというふうに思います。

そして、期間についても、3年から5年になっていると、指定管理者のほうも今回、5年が中心になっていますが、給食も5年になっています。調理業務、民間委託ですね。これまでは3年でやってきました。5年になった理由もお聞かせいただきたいと思います。

それから、今度の給食の民間委託を進めていく上で、退職者不補充という摂津市の行革のメニューの大きな方針の下で、給食調理員が退職したときに、学校の調理で正規職員が回らないというような状況を回避するために、民間委託してくるというのが、民間委託の進めていく理由の一つであったと思います。昨年もそうでしたけども、今年も退職者はお1人だとお聞きしています。職種の任用替えによって3名の給食調理員が給食調理員から、ほかの業務に当たることが来年度決まったということでありますけれども、現段階の給食調理員、正規の給食調理員や非正規の方を含めて、現状、今、何人

になっておられるのか。それから、今後、職種任用替えの方針と、それから給食調理員が減っていくという見込み、計画というのはどのようになっているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

一緒に聞いておきたいと思うんですけども、学校給食というのは、この間も議論してきましたし、これは生きているんだと思いますけども、子どもたちの日々の暮らしや学校の学びの場で、食育とあわせて、大事な口に入れる食べ物を調理するという点で、安全で安心でおいしい給食をとということで給食調理員、摂津市の栄養教諭や栄養士がつくったメニューや安全な食材をと、学校給食会の皆さんで考えた食材を仕入れて、調理方法もしっかりと考えてやってくると、非常に大事な、大切なお仕事になっておられたかと思うんですけども、昨年と、今年と合わせて、既に4、5名ではないでしょうか、職種替えで、任用替え、給食調理員を辞めていかれていますが、学校給食の給食調理員の職場にモチベーションの低下などが招かれているのではないかと、大変危惧しておりますが、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

続いて、24ページの、ちょっと単純に質問させていただいて恐縮ですが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、2,817万1,000円という経費が見込まれていますが、この内容ですね、どんなものなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、24ページと26ページにかかわることですが、三宅スポーツセンターと味舌スポーツセンター、耐震工事監理委託料や耐震工事が減額補正されて、三宅スポーツセンターについては子育て総合支援センターの遊戯室として、用途を変更していくということで、遊戯室の

監理委託料とか、耐震工事が計上されているわけです。この三宅スポーツセンターが子育て支援センターの遊戯室として活用していくということに至った経緯と、その理由、また、あわせて今回は上がっておりません、味舌スポーツセンターの耐震工事、今後はどのようにしていかれる計画なのかについて、少しご説明をいただきたいというように思います。

それと、修繕料が1,000万円上がっていますが、これは26ページです、減額補正になっているところの上に、修繕料、1,000万円ありますが、この使い道は何なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、同時にお聞きしておきますが、この三宅スポーツセンター、これは後ほど、56号の審査で廃止条例が出されてきますから、一緒にしていいのかわかちょっとわかりませんが、関連しているものだと思うんですけども、味舌スポーツセンターと三宅スポーツセンターの廃止条例が出されています。当初、この2つのスポーツセンターは耐震補強工事と大規模改修を今年度中に行うということになっていました。その後、交付金の問題、さまざまな理由によって、今年度中に工事をやることから変更になってきたというお話はお伺いしておりましたが、いずれにしても当初の予定では、耐震工事と大規模改修をやるために、10月から2つのスポーツセンターともに使用停止になっています。多くの市民の方々がスポーツセンターでスポーツなどに利用されている中で、こうした用途変更があったり、味舌スポーツセンターの計画も今の段階ではちょっとはっきりとはわからないという状況の下で、今後の工事の日程と、市民が利用できるようになるのはいつなの

か、市として考えているスケジュールもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

続きに、26ページの教育指導費の委託料、摂津スクールサポートスタッフ配置委託料、保健室サポーター配置委託料についてお聞きしたいと思います。これは、先ほどもご説明がありましたが、これは大阪府の緊急雇用創出基金事業補助金を財源として行われるものだという事だと思えますが、最初ですので、それぞれ、このサポーターの配置の内容とか、その中身とか、背景とか、今なぜ、この10月の補正になっているのかなどもあわせて、ちょっとご説明をいただきたいというふうに思います。

○嶋野浩一郎委員長 答弁の前に、今、安藤委員からご質問いただきましたけれども、両スポーツセンターにかかわる議案につきましては、安藤委員、スケジュールのことにつきましては、後ほど、56号がございしますので、そちらのほうでお願いしてよろしいですか。予算的な部分について、今回50号で答弁いただいて、その点は56号でということで、また、お願いしてよろしいですか。

○安藤薫委員 はい。

○嶋野浩一郎委員長 それと、質問、4点ほどあると思うんですけど、指定管理全体に関する、教育委員会としての認識ですね、その点につきましては、これは担当課長というよりも、部長のほうがいいのかなと思うんですけども、これは山本部長になりますかね。宮部部長で、その点についてお願いできますか。それ以外の分について、担当課長から、まず答弁をいただくという形で進めていきたいと思えます。

それでは、小林課長。

○小林こども教育課長 こども教育課に

かかわります、ご質問に対して、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の、指定管理者、第1児童センターの債務負担行為の設定金額の根拠でございますけれども、指定管理料の上限設定につきましては、現在の指定管理料、また、事業の内容、仕様等こういったものを参考にさせていただいたこと。それと、指定管理料の、公募要項では予算額を上げさせていただいておりますけれども、実際の決算額、また、他市で行われております、うちの第1児童センターと同等規模の児童センターの指定管理料、2階建ての約600平米程度の児童センターというのも参考にしながら、指定管理料の上限を設定いたしました。

公募要項にも載せておりますけれども、平成23年度の予算額は2,707万2,000円、24年度、2,863万9,000円、25年度、2,898万2,000円となっておりますけれども、決算額につきましては、平成23年度、約2,640万円、24年度、2,795万円となっております、2年間、平均2,718万円程度が指定管理料の決算額でございます。

また、この児童センターの性格上、支出の内訳、大部分につきましては人件費が占めておるところでございます。近隣市の同規模の、先ほど申しました規模の児童センター、児童館の指定管理料と比較いたしますと、本市の児童センターの指定管理料というのは若干高いのかなというのが実情でございます。

そのようなことから、今回の公募に当たりましては指定管理者制度の導入の目的であります、多様化する住民ニーズの効果的、効率的な対応、それと民間の能力を活用しつつ、住民サービスを向上さ

せる。あわせて、経費の削減を図ることを念頭に、現在の職員配置数を維持する中で、特に先ほど申しました、経費の大部分を占める人件費の削減を期待いたしまして、上限額を設定したものでございます。

次に、公募によります指定管理者に期待するものでございますけれども、児童センターは遊びを通して自主性や創造性、社会性、こういったものを子どもたちに与えて、体力や健康の増進を図る、児童の健全育成を図ることを目的に設置しておりますので、今回の指定管理者の公募に当たりましては、第1児童センターが取り組んでおります、児童の健全育成、子育て家庭の支援、地域活動促進、この3つの機能充実を中心とした新たな提案、また競争原理が働くことによる経費の削減を期待するものでございます。

それと、公募の状況でございますけれども、第1児童センターには3者の応募団体がございました。その3団体の中でそれぞれプレゼンテーションを行い、選定委員会で候補者の決定を行ったところでございます。

それと、選定の条件、今後の評価でございますけれども、先ほど申しました3つの機能充実の具体的な中身といたしまして、私どものほうでは、5つのポイントを挙げて、児童センターの指定管理者を選びたいと考えております。1つ目は地域の中にある児童センター。やはり児童センター運営委員会をはじめ、地域の方々と協力しながら、地域の小学生や就学前の親子が気軽に訪れられる施設になっていただきたい。それと、2点目が子どもが主役の第1児童センター。やはり何といたしましても、子どもが主役で、イベントや講座を取り組むのが児童センターであると考えておりますので、子ども目

線で、子どもの立場に立った運営をお願いしたい。3点目は移動する第1児童センターとして、やはり現状、安威川以北に1カ所でございますので、安威川以南の地域の子どもたちにもさまざまな出前講座的なことも取り組んでいただきたいといったこと。4点目が安全で安心して遊べる児童センター。緊急時のマニュアルを作成するであったり、訓練、点検をきっちり行っていただく。また、不審者情報等もリアルタイムで利用者にフィードバックすること。あと、5点目は障害者の方に優しい第1児童センター。健常者の方だけではなく、障害がある方も訪れられます。障害児のライフステージに合わせた支援体制も整えていただきたい。こういったことを視点として持っていて、安全で、そして快適な施設運営を期待するものでございます。

今後の評価といたしましては、今もやっておりますけれども、施設職員への研修事業であったり、設備の保守点検事業、また災害時の対応態勢などを自己評価していただき、その項目につきまして、担当課のほうでヒアリングを実施し、担当課のほうにおいても、改めて評価する。こういったことで取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野浩一朗委員長 続きまして、日垣課長。

○日垣文化スポーツ課長 まず、指定管理者のご質問の1点目でございますが、現在のスポーツ施設の受付状況と抽せん状況でございますが、現在、指定管理者につきましては、選定中でございますけれども、今後、この業務につきましては、変更の方はございませんで、次の選定業者の方をお願いしたいと考えております。

2点目でございますが、温水プールにつきまして、利用料金制度を採用したが、

今回の予算計上させていただいております額をどのような積算方法をとったかというご質問でございますが、今までの歳入、歳出の実績を勘案いたしまして、消費税の増税分を勘案いたし、歳入につきましては伸びの分を考慮いたし、現在の予算計上額の26年度、27年度につきましては、3,100万円、28年度から30年度につきましては、3,300万円という予算額を計上しております。

続きまして、公募団体にどのような期待をするかということでございますが、現在、指定管理をお願いしておりますが、現在のサービス以上のサービスをお願いするとともに、現在の予算額で計上しております経費の節減、削減のほうをお願いしたいと考えております。

続きまして、どのくらいの業者から応募があったということでございますが、体育施設につきましては、1者応募がございました。温水プールにつきましては、2者応募がございまして、プレゼンテーションを実施いたしております。

評価の方でございますが、先ほど申し上げました、現在以上の市民サービスの向上と、予算の効率化の方をお願いしたいと考えております。

続きまして、味舌スポーツセンターの今後の使用方法でございますが、現在、味舌スポーツセンターにつきましては、建物用途が教育施設のまま残っておりますが、教育施設の方を多目的施設に変更いたし、利用する予定をしております。

続きまして、予算書26ページの修繕料の1,000万円の内容でございますが、味舌スポーツセンターの施設改修の予算でございます。

○嶋野浩一朗委員長 三宅スポーツセンターのことにつきまして、今までの経緯について、安藤委員から質問があった

と思いますけれども。その経緯、課長、よろしいですか。その辺についても答弁いただけますか。

日垣課長。

○日垣文化スポーツ課長 三宅スポーツセンターにつきましては、大阪府との耐震工事を進める中で、スポーツセンターの建物用途が教育施設のまま残っており、大阪府との協議の中で、スポーツセンターを廃止し、三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンター両方でございますが、両方に適した建物用途に変更して整備することにより、さらなる施設の有効活用が図れるということを考えておりますので、この施設の内容といたしまして、三宅につきましては保育所の遊戯施設ということで考えております。

○嶋野浩一郎委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 教育委員会全体の指定管理者制度の方針と申しますか、その点について、ご答弁をさせていただきたいと思います。

今年3月に市として作成いたしました、指定管理者制度導入に関する指針、第2次改訂版というのが、各委員もお持ちだと思いますけれども、基本的にはこの指針に沿ってやっていきたいというふうに考えております。

ご質問の中にありましたように、この指針を策定する際に、外部委員も入っていただき、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会というのも開いていただいたところでございます。その検討委員会からは昨年7月に答申をいただいているというようなところでございます。

その検討委員会として、基本的に指定管理者制度をどのように考えて検討していくのかということで、いただいている文章を読ませていただきますけれども、指定管理者制度のあり方につきましては、

摂津市として公の施設を所管する部署において、施設を保有するかどうかを再検討するとともに、指定管理者制度がどのような条件で適用、活用できるのか、その際、市民の要求に応えられる質の高いサービスの提供及び各施設の効率的な運営が保障、担保されることを前提として検討していただいたところでございます。

また、その委員会からの付記といたしまして、平成22年12月28日付、総務省自治行政局長通知に基づく適切な運用を行い、指定管理者制度の導入に当たっては、住民の福祉が損なわれないことが基本条件であるというようなご意見も頂戴いたしております。

このようなご意見を頂戴した後に、市として指定管理者制度に関する指針を策定いたしました。その中には、委員もご存じだと思いますけれども、指定管理者制度に関しての本市の考え方、また導入に当たっての検討すべき事項、条例等の整備、指定管理者制度の募集についての事務的な流れを記載しております。また、その中でモニタリングと申しますか、点検についても記載いたしておりますので、基本的にはこの指針に沿って指定管理者制度を導入、活用していきたいというふうに考えております。

○嶋野浩一郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目、債務負担行為のうち、民間保育所施設整備補助事業の内訳というご質問でございますけれども、これにつきましては、民間保育所3園の整備に伴う、運営法人に対しての補助金となっております。1か所は今年3月の本会議においてご答弁いたしておりました、南千里丘におけるマンションモデルルームを活用した民間保育所1園を創設するも

のでございます。金額といたしましては、1億2,678万3,000円を予定しております。90名の定員で改修をしていただくという方向で話を進めているところでございます。

ほかの2カ所ですけれども、いずれも老朽化した園舎の建て替えを予定されておられるものに対する補助でございます。1カ所が鳥飼さつき園、そして、もう1カ所が摂津さつき園の2園で、2園とも、昭和49年度の建築ということでお聞きしております。建て替えにより、それぞれ10名の定員増をしていただく予定でございます。

金額といたしましては、鳥飼さつき園が2億7,866万6,000円、それから摂津さつき園が1億4,084万7,000円を予定しております。

なお、予算の段階では国の補助制度、安心こども基金の活用をして、市財源の圧縮を図りたいというふうに考えております。

それと、2点目、処遇改善の事業についての中身ということで、予算の中身についてご説明させていただきます。これは、保育士の人材確保対策を推進することを目的として実施するもので、今年度、国において制度化されたものでございます。民間保育所における賃金の改善分に対して、市が補助を行い、その補助額及び事務費に対して大阪府から10分の10の補助を受け取るというものになっております。具体的には各保育所の4月1日及び10月1日の入所児童数に対して一定の単価を乗じまして、園ごとの補助額を算出することとなっております。単価は定員規模や月齢、職員の平均勤続年数などによって異なってまいります。今回上げさせてもらっておりますのは、民間保育所13園に対する補助として2,

817万1,000円となっております。先ほど申しましたように、これに対して10分の10の補助金をいただくという予定をしておるものでございます。

○嶋野浩一郎委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、教育総務課にかかわります、4点のご質問にお答えさせていただきます。学校給食の民間委託料の件でございます。鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、味舌小学校ということで、前回の債務負担では1校2,200万円程度であったということですが、今回、摂津小学校におきましては、年間、26年、27年度につきましては、2,600万円、28年度から30年度までに關しまして、2,800万円という限度額を設定させていただいているところでございますが、これは、児童数によるものでございまして、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校につきましては、児童数がおおむね590名、味舌小学校につきましては、児童数440名、今回お願いいたします、摂津小学校につきましては、660名という児童数ということでの食数が変わってまいりますことから、人員配置もございまして、委託料が大きくなっているということでございます。

なお、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校におきましては、当初、予定で8名の職員の配置、味舌小学校の職員配置が当初7名でございましたが、現在は8名で運用されております。摂津小学校につきましては、当初、2年間は10名、後の3年間で11名の配置ということでの予定をしておるところでございます。

続きまして、現在まで、委託契約が3年ということでしたが、今回、摂津小学校におきましては5年という期間を設けさせていただいております。これにつきましては、今後、摂津小学校に

おきましては南千里丘の開発等により、入学する児童数が急増する見込みということになっております。学校給食のほうを安定的に供給するため、今後、増加する児童数を考慮し、5年間の債務負担を設定する必要があると判断したものでございます。

続きまして、現状の直営での職員配置ということですが、今、現在、7校で正規職員が23名、非常勤職員が14名雇用させていただいております。なお、非常勤職員につきましては、14名のうち、6名の方が2人1組ということで、交代で勤務していただいております関係上、実勤務に要している人数につきましては、11名となっております。

また、今後の正規職員数の減数といたしますか、退職者数の見込みということですが、退職者数の見込みといたしまして、今後、10年後には正規職員が自然減といたしますか、退職者数だけを考慮いたしますと、正規職員10名が残るといように見込んでおるところでございます。なお、任用替試験につきましては、実施されるかどうかというものは我々はまだ人事課のほうからも聞かされておられませんので、その点につきましては、減数がふえる可能性もあるということでは心得ておるところでございます。

続きまして、現在の給食調理員の民間委託が進むことによって、調理のモチベーションの低下につながっていないかということのご質問かと思っておりますが、正規職員につきましても、民間事業者が行っております給食調理場の施設も見ておるところでございます。民間事業者が行っております良い点も、給食調理員もその点も取り入れて、自らの業務についても改善をされておるところもでございます。決してモチベーションの低下になってい

ることはないというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 岡部課長。

○岡部学校教育課長 摂津スクールサポートスタッフ配置事業並びに保健室サポーター配置事業について、ご説明いたします。本事業は2つとも、大阪府の緊急雇用創出基金事業補助金、これを利用するものでございます。大阪府の追加募集に応募したものでございます。

まず、摂津スクールサポートスタッフ配置事業を行います事業の背景についてご説明申し上げます。本市の小中学校においては、学力向上が大きな課題となっており、学習意欲の向上や学習習慣の確立が喫緊の課題となっております。それらは同時に基本的な生活習慣や集団規律が確立していないという、生徒指導上の課題ともなっております。特に、一部の学校では指導に従わない集団化も発生し、従来の学校の生徒指導体制を早急に立て直す必要が出てきております。

そのような背景から、摂津スクールサポートスタッフは、まず学校での基本的な生活習慣に課題のある児童や生徒への支援を行います。また、学力定着に課題のある児童、生徒への授業内での支援、または放課後などの個別補習の支援を行います。3点目としましては、不安を抱える保護者へ、教員とは違った立場での相談やアドバイスなどを行います。4点目といたしましては、校内の不登校対策会議やケース会議への参加等を行うという内容を考えております。

続きまして、保健室サポーター配置事業でございます。本事業の背景といたしましては、本市の小中学校の不登校者数は大阪府との比較においても、多うございます。また、子どもたちの人間関係を構築するには非常に困難さが増しており

ます。このような背景をもとに、現在、保健室が自分の学校の中の居場所となっている児童、生徒も多いことから、保健室に保健室サポーターを配置することによって、専門家、教員ではない立場での大人による話しやすさで、その児童や生徒を受けとめます。また、体育活動に不安のある子どもへの授業サポートを行います。また、保健室の掲示物を養護教諭とともに作成して、健康教育の雰囲気づくりを行い、最後に授業観察により、気になる子どもの情報収集を教員とともに行うといった取り組みを行うものでございます。

○嶋野浩一朗委員長 答弁、出そろったと思いますけれども。補足ですか。

木下課長。

○木下子育て支援課長 1点、訂正をお願いしたいと思います。先ほど、私のほうの保育所整備の答弁の中で保育園名を摂津さつき園と申しあげましたけれども、摂津さつき保育園の間違いですので、訂正のほうをよろしく願います。

○嶋野浩一朗委員長 それでは訂正させていただきます。

それでは、安藤委員。

○安藤薫委員 債務負担行為について、引き続いて質問していきたいと思うんですけども、第1児童センター、これまで摂津市社会福祉事業団が担ってこられて、地域に開かれ、そして、子どもを中心にした施設として非常に利用者も多くて、利用している子どもたちの評判もいいというように聞いております。私もこの間、何度か一般質問で取り上げてきて、第1児童センターがあるのに、第2児童センターがなぜないんやろうかと、安威川の摂津小学校の横に配置されている関係上、利用者の子どもは主に摂津小学校や三宅柳田小学校などの子どもたちに集中して

いるという問題を指摘してきて、やはり、第2児童センターをつくっていく必要があるのではないかというようなことも取り上げてきた経過があるんですけども、そうした大事な、そして、子どもたちにも、市民にとっても親しまれている施設の管理運営を任せていくという点では、非常に市としての思いとかいうのもきちんと公募の中に込める必要があるのかなと思ってお聞きしまして、幾つかご答弁をいただいたかと思えます。

その中でちょっと気になったことをお聞きしたいと思います。指定管理料については、予算ではなく決算を見ると、2,700万円ちょっとということぐらいであるということで、予算よりも少なく推移しているということとあわせて、他市の同規模の施設と比べると、摂津市のこういった施設の人件費が高くなっていると、競争の原理で人件費の削減を期待するというようなお話があったかと思えます。これも大きな指定管理者の選定にかかわっての問題にかかわってくるかもしれませんが、指定管理は安いところに任すというわけではないというのが共通の認識ですし、そういう思いでやってらっしゃるかと思えますけども、その人件費を削減する、競争原理で削減することによって現在の児童センターで働いておられる職員のある意味労働条件が下がっていくわけです。指定管理者の2010年の指定管理者制度の運用については初めて総務省が気をつけることとして、留意することとして挙げている点に、労働法令を順守することは当然で、労働法令の順守は雇用労働条件に適切な配慮がなされるように留意することということになっていて、安易に低賃金であるとか、人件費の削減を目的にするということになりますと、実際にそこで担われて

いる方の働いている人たちの賃金にもかかわってくる。ひいてはそれが子どもたちのサービスにもつながる可能性もあるという点で少し気になりましたが、その点はいかがでしょうか。労働法制の問題と、それから現段階での働いておられる方々の今の事業の中身と、さらに新たに公募によっていろいろな提案が出されてきているかと思うんです。安威川以南への移動、児童センター的な機能ももう少し高めていくとか、いろいろな提案が出されているのかもしれませんが、そういったものも含めた上で、その指定管理を取る競争のために指定管理料を低く抑えて出して、さらにサービス強化という点になると、労働強化につながるのではないか、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

それから体育施設ですが、今ちょっとお話をお伺いしましたら、利用の申し込み、受付、抽せんなどの業務については今までと同じ業者で、指定管理者と同じになるかわかりませんが、基本的には市民の利用する側としたら指定管理者が変わる、もしくは今回の更新によって変更になると不自由になる点とか、混乱を招くようなことはないということなんでしょうか。ちょっともう一度確認の意味でお聞きしたいと思います。

それから体育施設です。公募しましたけども、応募が1者だけだったということだと思いますと、競争原理という点ではちょっと思惑からはずれてしまっているかと思いますが、その点はどのようにお考えなのかをお聞かせをいただきたい。また何か経緯があるのか、ちょっと追加でお聞きしたいと思います。

それから、温水プールについては利用料金制度の議論をしている中で、指定管理料だけではなくて、それぞれの指定管

理者の努力で、創意工夫で利用者をふやす新しい事業をやる可能性が秘められている、モチベーションも上げていくというようなご説明もされてきました。先ほどの指定管理料が約3, 100万か3, 300万円、年間のこの間の温水プールの利用料が大体4, 000万から5, 000万円ぐらいの範囲なんでしょうか。そうすると、従来とほぼ同じぐらいの指定管理料というか、指定管理者への収入を見込んでの設定だと思えますけども、今回の公募で利用料金制度で新たな指定管理者制度ということで始める上に当たって、新しい利用料金を上げて、新しい事業を立ち上げて市民サービスの向上にも寄与し、さらに指定管理者としても収益が上がっていくというようなものにつながっているようなことについては加味されていないのかどうか、ちょっとそれもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、指定管理者制度の運用上、全体のことで部長からご答弁をいただきました。第2次の指定管理者制度のあり方の指針に基づいてということでもありますので、ぜひその立場を厳守していただきたいというふうに思うんですけども、総務省の運用上の留意事項の中に、選定過程、評価での留意事項が幾つか述べられていると思います。選定過程においては選定委員会のあり方について十分に説明責任が果たされているのか。選定委員に施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているのかどうか。情報公開等十分に行い、住民から見ても透明性が確保されているのかどうか。これら選定過程の留意事項の中の幾つか抜粋をさせていただいているんですけど。それから、今後指定管理者が決まった後の評価についてではありますが、先ほども一定の評価項目も挙げておられたと思うんですが、

評価項目や配点等について客観性、透明性が確保されているか。モニタリングの数値、方法等についても客観性や透明性が確保されているのか。モニタリングに当たって当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているのか。評価結果についての必要な情報公開がされているのかというようなこともちょっと抜粋して、気になる点として今挙げさせていただきますが、現在、体育施設も温水プールも児童センターも9月もしくは10月に応募しまして、もう締め切りもされて、既にプレゼンも終わっていると。最終的には12月の議会で指定管理者が決定するというところでありますが、現状ではもう既に選考委員会も開かれて、選定作業も行って候補者が決定しているかと思うんです。候補者までを言うてくれということではありませんが、この間の選定過程はこの運用上、今申し上げた透明性や客観性、それからこのそれぞれの体育施設であったり、温水プールであったり、児童センターの行政サービスについての専門家が選定委員会の中に入っているのかどうか。透明性がきちんと選定過程が図られているのかどうか。恐らく金額だけではないと思いますから、いろいろな項目を挙げて点数をつけて決定されるかと思えます。何度もこの間も議論してきましたが、金額だけの競争であれば金額で勝負がつきますから、非常に透明性も客観性もはっきりしますけども、プレゼンテーションを行うこういうプロポーザル方式な選定というのは金額だけではありませんから、うがった見方をすれば、非常に選定する過程でゆだねる結果を招く余地のあるもの、逆に市民から見ると、何かあるんじゃないかというような疑いを持たれやすいものであるからこそプロポーザル方式でやる点においては

客観性や透明性、公開性がしっかりしてやっていく必要があるかと思うんですけども、その点はどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、民間保育所の整備補助事業についてお聞きします。3園、南千里丘のモデルルームを新たに来年に開設を予定している認可保育所、これは確か決定して、公表もされているものです。桃林会のほうで保育所を開設されるということでの整備事業として、90名の定員だということお話です。それから鳥飼にあるさつき保育園、とりかい保育園、それからこれは南別府でしょうか、摂津さつき保育園がそれぞれ建てかえて要する費用を補助するというので、それぞれ10名。そうしまして、合わせますと来年度中には現行よりも110名の保育の定員がふえるというふうに考えられるわけですが、10月1日現在、176名待機児童がいるという点から見て、まだまだ待機児童解消という点には至らないと。長年民間保育所に施設の改修をやっていただいて、この間かなり定員をふやしてきていただいているという、経過はよく知っておりますが、今なおまだ足りないという状況にあるというのが現実だと思います。とりわけ安威川以北、南千里丘開発に伴って、一中校区の地域での待機児童が非常に多いという認識は共通の認識だと思いますけども、今回は南千里丘に90名定員ができましたが、それを解消できるだけのものにはなっていないというふうに思うわけです。一方で安威川以南はこの間幾つかの保育所にも定員増が図られてきているわけですけど、その安威川以北と以南との関係での待機児童の解消についてどうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、給食の調理業務の委託について

です。摂津小学校はこれまで民間委託にやってきた学校よりも生徒数が多いということと、消費税の増税の分ですか、恐らく来年4月の5%を8%に引き上げること、それから再来年の10月の8%から10%に引き上げていくことを見込んでの金額、同時に今なお南千里丘の地域の開発によって児童数がふえていくということを見込んでの債務負担行為の増額だと、今までよりも高い金額を設定しているという理由だというふうにご説明をいただきました。こうした子どもたちがどんどんふえていて変化が大きいようなところについての、あえてそこは直営の給食調理員、栄養教諭ときっちり連絡をとりあって調理業務を行えるような直営から、この学校を民間委託にするということは逆により混乱を招く可能性があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点はどうお考えでしょうか。

それから、給食調理員の現状が7校で23名ということで、非正規の方、2人1組でやっておられるとこですから、実質体制としたら11名ですから34名体制で、今7校の学校の調理を担っていただいて、残りの3校が民間委託ということになるわけです。ここからさらに任用替えて3名の方と退職者の方1名で4名減るということですから、正規の給食調理員は19名ということになっていくと思うんです。今ご説明いただいたのは退職で自然減だけで、10年後には10名ぐらいになってしまうということをお考えますと、10名ですと、今お話の、大きな規模でいきますと正規の給食調理員3名から4名ぐらい配置してらっしゃると思いますが、10名でしたら2校か3校ぐらいしか摂津の子どもたちの給食を担う市の職員として責任を負える給食調理員がいなくなってしまうと。残りが全部

民間委託でどんどん進んでいっていきというようなことにもとれると思うんです。かつてお聞きしたのは全て民間委託に変えていくということは、市としての公的責任を果たしていく上でもノウハウの蓄積という点でも、また民間業者さんへの指導とか、それから助言とか指導性を発揮するという点でもやはり直営は残していかなければいけない。半々ぐらいではないかというようなご答弁を以前いただいたかと思いますが、この調子でいきますと、本当に数校しか直営が残らなくなってしまう計画なんです。しかも、これを半々にするというお話をこの間議論してきたのは、あくまでも退職者の方を見込んで少なくなっていく、その分は不補充ですよと。私は不補充そのものが問題だと思いますが、市の計画として、行革の計画として不補充だということ議論してきたわけですけども、不補充でということだったんですが、去年も職種任用替えて突然予期せずに正規の給食調理員が辞められました。辞められたというか、異動されましたよね。今回も3名ですよ。任用替えです。それぞれ任用替えというのは本人の希望もあるというふうにご説明されるかもしれませんが、少なくとも市の教育委員会として摂津の小学校の給食の調理業務の直営をどのように守っていくのか。民間委託はどこまでやっていくのかという長期的なビジョンが任用替え試験等々によっても大きく変動される、計画も大きくその都度その都度変えられる。市民にとってもまさにそういう思いだと思いますけど、その点、市の給食を担っている担当部署として、今後の小学校の給食調理業務についてどのような方針をもって進めていこうとされているのか、その点をぜひお聞きしたいと思います。任用替えの試験が今後いつあるか

わかりませんということではありますが、任用替え試験があれば、どのように手を挙げてらっしゃるのかわかりませんが、そこでまた人が減れば、さらにまた民間委託が進んでいく、そういうような状況で本来は給食の調理業務は大事な業務だから、これをどのように守っていくのか、民間業者ともきっちりと指導しながら民間の委託している学校も、直営の学校も同じ質の安全でおいしい給食が提供できるようにするために、摂津市がイニシアチブを取っていくという立場に立って、正規の給食調理員の配置、いわゆる人事ですよね、人事というものを考えなければいけないんですが、何か振り回されてしまって、結局子どもたちの給食、大事な食育を担っている教育委員会の考え方も動きもその場しのぎになってしまっているような気がしてならないんですけど、そんな思いを申し上げながら、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

保育士の処遇改善臨時特例事業補助金ですが、ご説明いただきました。民間保育所の保育士等の人件費の補助ということで、今、大阪府のほうから10分の10の財源が当てられるというものだと思います。民間の保育士も含めて、今保育所だけではなく保育所以外に民間企業などで若者の働き方の問題が大きな注目を集めています。若い人をたくさん採用して、短期間で若者を使い捨てにして、短期間で大量の退職者を出すというような問題、ブラック企業の問題が出ているわけですが、社会福祉法人で行われている保育所でそういうことは当然ないことだと思いますし、あってはならないことだと思いますが、それにしてもやはり保育士を担われる方々の低賃金という問題はやっぱり大きな問題として待遇改善のこういった制度が使われているというふう

に思います。2, 817万1, 000円のお金が13園、単純に計算すると、1園が216万7, 000円と言うことになりましたが、これらはどのようにそれぞれの園できちんと保育士への、働く人たちの待遇改善に使われたのかどうかということまできちんとしてチェックがされるのかどうか。介護保険の際にも介護従事者の待遇改善事業補助金というものが出たと思いますが、働いておられるホームヘルパーの給料に反映してないというお話をよく伺ったことがあったんです。これは事実経過、ちょっとここでは正確には述べられませんけども。きちんとその補助金が保育士への待遇改善に活用されているのかどうかというのを、きちんとしてチェックをしていくことは大事なことでと思いますが、その点はどのような仕組みになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、三宅と味舌のスポーツセンターの廃止に伴っての子育て総合支援センターへの工事委託料、監理委託料等についてであります。それから、味舌スポーツセンターへの修繕料も絡めてです。先ほど委員長からもお話がありましたので、廃止条例に絡んでは後に譲りたいと思いますが、少なくとも今度、今の学校用途のままでは利用できないというものを改善して、少しでも多くの人たちに恒久的に利用してもらえるように工夫をしていくというのは、経過は私はいろいろ問題点があると思いますが、そのたくさんの方々が利用できるようになるということは僕は決して悪いことではないという認識ではいますが、ただなぜ三宅は子育て総合支援センター、保育所の遊戯施設になるのか、その辺の経過ですね。例えば味舌スポーツセンターもすぐお隣に摂津市立正雀保育所がございますね。そちらはそ

うはならない。逆に言えば、味舌のほうは多目的な利用ができるような施設に今後変えていこうとするのであれば、なぜ三宅のほうは多目的のものにならないのか。特に子育て総合支援センターの遊戯室をつくっていくんだと。かなり今までと違って園庭の狭い中でたくさん子どもさんが遊んでおられ、生活しておられますから、広い環境をつくってあげるといのは大事なことだと思います。と思いますが、保育所の運営をしていく上での方針という点で言うと、なぜ子育て総合支援センターが大きなものができるのか。もしくはなぜ正雀保育所のほうはそういうものができないのか、ということもあると思うんです、見方によれば。その点をやっぱりきちんと市民に説明をした上で、たくさんの方々に利用してもらえようようにしていくんだということの話をしないと、ちょっと非常にわかりにくいんです。その点ちょっともう一回、これは条例にかかりますかね、ただ子育て総合支援センターの監理委託料がここにありますので、スポーツセンターから子育て総合支援センターの遊戯室ということになってますから、やはり私はここで聞いておくべきだというふうにちょっと思うんで、その点を聞かせていただきたいなと思います。

次に、摂津スクールサポートスタッフ、それから保健室のサポート配置委託についてですが、内容についてはよくわかりました。今、学校の現場が置かれている状況というのはこの間もいろんなところからお話をお伺いしますし、保護者の方々からもいろんなご意見もお伺いしております、やはり何と言っても学校現場には人的な保障を強化していくということは非常に大事な教育委員会としても仕事だと思います。ですから、今回こう

いう緊急雇用特例補助金を活用して、困難校に少しでもサポーターを配置していくということは非常にいいことだなというふうに思うんですけども、その反面その人的保障していく、そしてそのサポーターの方々が担われる役割とか、責任と比べてたった5か月間ですね、これは財源との関係もあるのかもしれませんが、たった5か月間で、しかも派遣会社への委託ということで、本当にそういった大事な仕事を任すことができるのか。そういった人材を集めることができるのか。その点非常に心配をしております。前日も確か学級補助員かでこのような制度を使ってやられてことがあったかと思うんですけども、そのときも確か期間限定で行われたと思います、そのときはどうだったのか。その反省に基づいて今回何か工夫をされる点があるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 それでは、答弁お願いいたします。

小林課長。

○小林こども教育課長 児童センターの指定管理料の件でございますけれども、本市第1児童センターの運営につきましては、長年摂津市社会福祉事業団が担っていただいております。第1児童センターはご承知のように小学生の子どもを中心として、また就学前のお子さん連れを保護者の方が利用の中心でございます。中でも小学生が集まる時間帯、来てくれる時間帯と言いますのは学校の放課後、また長期休暇、こういった時間帯に多く来られますし、またそこに合わせて講座やクラブ活動なんかを展開しているところでございます。現在、職員の出勤体制についてはローテーション勤務で、出勤日の調整を行っておりますけれども、他市では出勤日のローテーション勤務に

加え、時差出勤と言いますか、出勤時間の調整なども行っておられるなど経費の削減を図られているところもございます。本市におきましては今回公募ということで、今まで摂津市社会福祉事業団、この人件費がベースになっているかと思えますけれども、摂津市社会福祉事業団ありきではなく広く民間の活力も期待し、事業内容の質を落とすことなく、人件費も含め経費の効率的効果的な運用を期待したいと考えております。また、人件費以外の事業運営にかかりますそれぞれ子どもたちに展開していく事業の消耗品とか教材費、あと施設の維持管理にかかります営繕費、施設費、維持管理経費につきましては平成25年度予算と同額を設定いたしまして、その額に26年度からの8%、28年度からの10%、消費税相当額も加味した指定管理費を設定しておりますところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 日垣課長。

○日垣文化スポーツ課長 文化スポーツ課にかかります指定管理者にかかりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、平成26年度から5年間の指定管理者がスタートいたしますが、もし指定管理者が変更になった場合、混乱等出ないかというご質問でございますが、平成26年度からの指定管理でございますが、指定に関しまして申し込み、受付、抽せん等現在の指定管理者が継続された場合、問題ございませんが、もし指定管理者が変更になった場合、協定書等作成の際十分検討いたし、引き継ぎを十分行っていたことで問題はないかと考えております。

2点目の説明会、体育施設でございますが、応募が1者しかないが、どのような考えということのご質問でございますけれども、説明会には数者いらっしゃって

ましたが、結果的1者の応募となりましたが、プレゼンテーションの中で選定委員のご質問と終了後の選定委員会での審議におきまして、お願いできると判断されておりますので、お願いする方向で考えております。

3点目の温水プールの利用料金制度導入について、利用者増、新しい事業等加味されているかというご質問でございますが、利用者増と新しい事業につきましては平成24年度の使用料の収入額、決算額が約720万円、教室の参加料の収入額が約4,040万円でございますが、こちらの歳入を勘案いたしまして、新しい事業等を実施していただける額を検討いたしまして積算いたしております。

続きまして、4点目の三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンターの件でございますが、こちらの方の建物用途の件でございますが、今後の使用でございますが、なぜ三宅の方が保育所の遊戯施設になって、味舌がならないのかというご質問でございますが、三宅スポーツセンターに関しましては建物用途が決定しておりますが、保育所の遊戯施設での使用と考えておりますが、味舌スポーツセンターにつきましてはまだ用途については現在検討中でございますが、確定していないため多目的施設としての利用を考えております。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、木下課長。

○木下子育て支援課長 子育て支援課から、ご質問のお答えをさせていただきます。

まず1点目、待機児童の問題でございますけれども、安威川以北、安威川以南のバランスがどうかというご質問でございますけれども、委員のお話のとおり本市内、とりわけ安威川以北における保育ニーズが年々高まってきております。

本市といたしましては建て替えや改修などの方法で定員の増加を毎年行ってきているところでございます。平成22年度は60名、平成23年度は30名、そして平成24年度は30名、平成25年度、今年度におきましても50名というふうに市内で定員増を図ってきており、この4年間で計170名の定員増をしてまいったところでございます。来年度に向けましても、現在建て替えをしておりますつのひまわり保育園で10名の増員、それから先ほどお話をさせていただきました南千里丘の保育所の新設で、年度途中ではございますが、90名の増員を予定しているところでございます。安威川以南の保育所でもバスによる送迎をしていただいたり、また保育所全園に対して次年度以降に向けて既存施設での保育所の定員増をしていただくというようなお願いをしてきているところでございます。今後ともニーズに応えられるように努めてまいりたいと思います。

もう1点、処遇改善についてのお話でございましたけれども、今回の制度につきましては、国の支給要件の中で保育所職員に対して計画の内容について周知を行うこととされており、保育所職員に情報を明らかにしての実施となつてまいります。また、市といたしましても補助金として支給した金額の用途について内訳の報告を求め、保育士等の処遇改善のための費用として実施されているかどうか、目的どおりの事業実施となっているかの確認をしてまいります。

○嶋野浩一朗委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、教育総務課にかかります小学校給食の委託の件についてのご質問、2回目のお答えをさせていただきます。

まず、摂津小学校を委託するほうが児

童数の増加により、給食調理食数も増えることで混乱を招くのではないかという趣旨のご質問だと思います。本市の給食調理業務につきましては効率的な学校給食の運営のもとで、安全で安心なおいしい給食の提供に努めてまいったところでございます。民間委託しております学校につきましても、これも教育委員会が主たる責任をとるという形での実施をしてきたところでございますので、今後摂津小学校において民間委託をし、児童数が増え、食数が増えて、業務量が増えたといしましても混乱のなきよう現場の栄養教諭と連絡、調整をしながらしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、民間委託はどこまでやっていくのか。長期的なビジョンと言いますか、市として教育委員会としての長期的なビジョンはどうかということでございます。第4次行財政改革におきましては平成27年度までに50%、10校中5校の民間委託をするよう明記されておるところでございますけれども、現状の中を見てまいりますと、4校にとどまるのではないかというふうには考えております。ただ平成27年度末に退職者がもう1名ございます。その時点でどのような配置をもって給食の直営校としてしていくかということも検討する必要があるかと思っております。今後また職種任用替え等も実施されるのか否か、また今後示されます第5次行財政改革でどのように示されてくるのかというものもまだ示されていないところから、長期的な観点におきましてはなかなか何校なのかというのは難しいところでございます。ただ、やはり議論は避けては通ることはできないというふうに考えております。ですので、今第4次行財政改革の中で委託するという

ことに関しまして、今言えるのはおおむね5割ということでございます。

○嶋野浩一郎委員長 岡部課長。

○岡部学校教育課長 摂津スクールサポートスタッフ配置事業と保健室サポーター配置事業についてお答えさせていただきます。

この緊急雇用創出基金事業でございますので、大阪府からの指導により、特に重点分野につきましてはこの事業が終了した後、安定雇用に結びつけたいということから市町村の直接雇用ではなく、人材派遣会社等を間に通してほしいという要望がございますので、人材派遣会社等を使うという形になっております。

昨年度、安心できる学校の居場所づくり推進事業で学校安心サポーター派遣業務というのがございました。大きく課題として2点ございました。1つ目は学校ごとにサポーターに求めるニーズにばらつきがございました。もう1点目は新規雇用者の児童生徒への対応スキルにばらつきがございました。

このたび改善といたしまして、まず先のニーズにばらつきがあったことに関しましては、先に学校ごとにどのようなニーズがあるかというのをきっちりと把握し、学校からの事前調査シート提出を求め、学校へのヒアリングを行います。2つ目、対応スキルにばらつきがあった点につきましては事前研修を行います。人材派遣会社のほうでは大きく2点です。社会人としてのマナー、社会人マナー、それからコミュニケーションスキルについて、学校教育課と児童相談課によりましては、事前指導といたしまして、児童生徒への理解や生徒指導体制と学校現場のことなどを事前にきちっと研修をして臨みたいと考えております。

○嶋野浩一郎委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 指定管理者に関して全体的なところということでございますので、まず1点、指定管理者を選定する際の選定委員会についてどのようなメンバーを想定しているのかというところでございます。この件も指針にきちっと書かせていただいております。委員会を設置するという旨も書き、その委員会には委員の構成でございますけれども、副市長、市長が指名する職員、経営に関し見識を有する者、審査の対象となる公の施設に関し見識を有する者等々で構成することになっております。また、会議の内容、情報公開でございますけれども、その件も会議の公開に関する指針に基づき委員会において決定し、基本的には公開をしていくということになるかと思っております。それと、この中でやはり選定に際して複数が出ない場合に競争の原理が働くのかというような議論もさせていただいたところでございます。その際は、指定管理の制度というのはやはり効率的、効果的、市民サービスが低下をしてはいけないという基本原則がございますので、例え1者であったとしてもその要件を満たしているかどうかを鑑みて、満たしているということであれば、1者においてもその旨を候補者として決定していくということになるかと思っております。

○嶋野浩一郎委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 少し補足答弁させていただきます。

体育施設と温水プールの指定管理の件でございますけれども、体育施設でございますけれども、指定管理者が変更となった場合に不自由、混乱することはないのかということでございますけれども、基本的には募集要項に基づいて、仕様書に基づいて運営していただきますから基本的には混乱するということはございませ

ん。ただし指定管理者が変更になった場合に、現在いきいきプラザで受付をいたしておられますのにつきましては、それは現指定管理者が指定管理している施設でやっておられますので、この分につきましては体育施設の他の施設にその受付窓口を設置するということになります。予約システムは何も変わることはございませんので、その分には混乱ございませんけれども、一定、受付場所が変わることにはなっておりません。

それから、体育施設の応募についてでございますけれども、公募にかける限りは競争原理は働かすということで、我々といましては複数の応募を期待いたしておりましたけれども、その分には1者ということで、思惑につきましてははずれたということになるかと思っておりますけれども、この体育施設あるいは温水プールにつきまして、我々何を求めているかと言いますと、きちっとした維持管理でありますとか、それから命にかかわる施設でございますから、安全・安心ということを重きにおいて指定管理者の選定に臨んでおります。その中で応募者が1者でございましたけれども、この件につきましてはそういった観点から選定作業を進めさせていただいております。それから、温水プールにつきましても同様でございます。もうすぐに命にかかわる施設でございます。新しい事業をしてサービスの強化と言いますかは加味されていないのかというご意見でございますけれども、我々といましては当然利用料金制度を導入した上で指定管理を入れさせていただくということでございますから経費の関係、それからサービスの向上、そして何をにおいても安全・安心、こういった事業をしていただけるかということで総合的に選定をさせていただいております。

す。

それから、三宅スポーツセンターが保育所ということでございますけれども、今回保育所として補正予算を挙げさせていただいております。建物の用途変更をするに当たりまして、大阪府の建築主事と協議をさせていただきました。その中で建築基準法上の観点から三宅スポーツセンターにつきましては保育所がよいのではないかというようなアドバイスもいただきました。その中で私ども検討いたします中で、隣接して子育て総合支援センターがございまして、その保育機能の充実と言いますか、それを図りながら、なおかつ本来の保育目的以外の時間につきましては現在私どもが行っております学校施設開放に準じた形で一般にも利用させていただけるということで、今回三宅スポーツセンターにつきましては子育て総合支援センター遊戯室、保育所として位置づけて整備させていただくものでございます。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開します。

安藤委員。

○安藤薫委員 指定管理者についてありますが、いろいろご説明もいただいているわけですが、やっぱり大事なことは指定管理者にしても、公の施設ということで市民サービスを後退させないということ、それから公的な責任を後退させないと。合わせて指定管理をすることによって競争原理はいい面に働く面と悪い面に働く面が当然あると思って、そういう点で金額の競争になったときの働く人たちの労働条件が悪くなったり、それから人件費削減ばかりが走ってしまうことによって、ひいては市民サービスの後退になっ

たり、公の施設の責任を果たすことができなくなるということを回避するという点でしっかりと公的責任を果たしていくということが大事だというふうに思います。児童センターについても非常に市民からも喜ばれている、昭和63年ですか、開設されて以来、そこで育った子どもがボランティアで市政の運営にボランティアに参加されるということで、非常に人への投資という点でも重要な貴重な施設だと思いますので、そこへの指定管理という点では今後さらにサービスの向上に向けて市としての責任を果たしていただきたいですし、安威川以南へのセンター機能を、今は移動という形でありますけれども、今後の拡大も視野に入れた取り組みを進めていただきたいということを要望したいと思います。

それから、体育施設については指定管理者によっては申し込みの場所が変わったりするという可能性もあるけれども、そこはしっかりやるというような部長からのお話でありました。その点は業務上の問題で混乱のないようにしていただきたいですし、これもまた条例のときにも触れていきたいと思いますが、体育施設そのもの、今スポーツに対する市民への参加状況が非常に活発になってきていますし、市としてもスポーツ振興を推進をしている立場にありながら、スポーツの施設そのものがこの間ずっと減ってきているんです。野球をしたい、バスケットをしたい、バレーをしたい、ヨガ体操をしたい、いろんな市民の皆さんがグループをつくっていろんなニーズがある中で、なかなか予約が取れないというお話もあります。スポーツセンターが今閉じられている点でも非常に大きな市民にとっては、何をしているんだろうなというような思いがあると思うんです。そういう点

では非常に体育施設というのは重要な施設という観点で、指定管理者を私も見守っていきたくと思いますけれども、業務をしっかりと進めていただくように、これも改善を含めて指導していただきたいというふうに思います。

温水プールについても部長からありましたように一番は市民の安全というお話でありましたので、安全が図られるように人的な確保も含めてチェックをしていただくと。もちろん自主的なモニタリングということで、それも公開もしていただくということでもありますし、摂津市としてもきちんと強化をして公表していくということでもあるかと思いますが、日常的に一旦委託をしまえば、後は中身が細かいことがわからないということでは非常に困るわけです。しかも選定委員会の中には必ずその業務に精通した専門家が入って意見を聴取するということが留意事項に入っているわけで、そこをきっちりやっていただきたい。現状、選定委員会のメンバーを見ると、担当部長が参加されているのかなと思うんですけど、より細かいところまではわかった現場の方がきちんと選定の中に、それからチェックをしていく中で入って意見が言えるように、チェックができるような体制もちゃんとつくられているかだと思います。その点ちょっと確認させていただいて、もしつくられて、そういう形でやられているならばそれで結構なんですけれども、ちょっとその点だけお聞かせいただきたいというふうに思います。指定管理者全般に当たりましては、やはり透明性、公開性、客観性です。担保できるような制度をきちんと進めていただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。指定管理者のほうはそのぐらいで一つだけお聞かせください。

民間保育所の整備についてであります。まだ、今のご説明で定員数もかなりふやしてきましたよと。努力してきましたよというお話であります。しかし、今なお待機児童のほうを上回っているという状況で、待機児童解消のために定員増の努力をしてきたとおっしゃいました。それはそうだと思うんですが、そこで私抜けておるのは民間保育所をお願いをしているけれども、公立の保育所として、別府のこども園をつくられましたけども、公立の保育所としてこの待機児童をどう吸収していくのかというような努力とか、工夫というのはちょっと欠けているのではないかなというように思うんです。空いているところにバスでお迎えに行くというお話も今されましたけども、0歳児、1歳児、2歳児、小さなお子さんに朝、バスに乗せて長い距離を走って保育所に連れていくというのは、非常に子どもの体力の問題でも、それからきちんとした保育の場を提供していく子どもの健康や安全を考える点でも非常に非現実的な話、不合理な話だと思うんです。やはり認可保育所をしっかりとつくっていく、民間にもお願いし、公的な責任としてもそれを拡大をしていく努力をしていくということが私は必要だと思いますが、その点のお考えをお示してください。

それから、給食の問題であります。4校にとどまるというのは直営が最低でも4校に今のままではとどまるという、民間委託が4校ということですね。4校まで民間委託ということですか。失礼しました。4校まで民間委託と。ただ退職者の数によっては増えていると。5割ぐらいまでというようなお話だったかと思えます。これに任用替えが入っていくと、先ほどもお話がありましたように任用替えで職種替えによって給食調理員が減っ

たら、また民間委託ということで、その計画そのものがまた崩れていってしまいかねないと。先ほど申しあげましたように大事な給食調理員の問題。体制の問題。市が責任を果たしていくための大事なものですから、教育委員会としてしっかりとした基準を設けて、計画を立てて人員配置を、人員体制をやるべきだと思います。減った場合には減った数だけ民間委託ではなくて、必要に応じて正規職員を雇用するというようなことを考えていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。それから、市の責任をしっかりと果たすから民間委託でも直営でも変わらないというお話がありました。現場で一番その市の責任を果たす先頭に立って頑張っておられるのは恐らく学校の栄養教諭だと思います。今、摂津市の栄養教諭、栄養士の数は各校に配置されているのでしょうか。今、アレルギーの問題等非常にお子さんの健康アレルギー、アレルギーそのものが非常に多様化、複雑化されていて、その対応が現場では非常に大変だというふうにお聞きしております。死亡事故も東京調布市でもありました。衛生管理基準等がきちりとつくられてアレルギー対応、アレルギーマニュアル等をつくるというお話でしたが、そういったものがつくられていて初めて民間にも直営でも安全・安心、公的責任を果たすことができるというふうに思いますし、栄養教諭と民間業者とでしっかりとした市の思いを伝えられているのか、指導ができるのか、教育委員会担当課が専門家の調理委託業者の責任者としてきちんと話をして責任を果たして、指導ができるのかどうか、そのことも非常に問われていくと思います。その点はいかなのか。その点も含めて公的責任を果たすという点をおっしゃいましたので、そ

の点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

待遇改善の補助金についてはわかりました。情報公開、きちんと情報をお知らせすると、保育士たちも。それから、使途についても確認をするということでありました。これが確認だけするけども、指導的な権限があるのかどうかはわかりませんが、目的に応じた形で活用されるように市としてしっかりとチェックをして、されていないのであれば活用ができるように市、府合わせて、国合わせて働きかけをしていただくようお願いしておきたいと思います。

それから、子育て総合支援センターの件です。三宅が保育所のほうになったと。経過はわかったんですが、保育所としてこれを広げなければいけないというニーズがあったのか、その辺のやりとりがあったのかどうかですね。なぜ多目的センターにはならないのか。正雀と同じような条件だと思うんですけども、ちょっとその辺の違いがわかりにくいなと思ひまして、もう一度お願いできないでしょうか。

それから、もともと三宅も味舌もスポーツセンター、スポーツ施設として体育館は恒久的に利用しますよと。グラウンドは3年間ごとの暫定利用をしてきますよということであるかと思ひます。ですから地域の方々ももとは三宅小学校、味舌小学校が廃校されて、地域の皆さんの大事なコミュニティの場所を確保していかなければいけないというような地域の方々の声も受けて、もちろんスポーツの振興ということもあって、スポーツセンターを利用されるようになったわけですが、当時は市民の方々が利用したくてもスポーツに限ったものでないとだめですよということで、ストップをかけてたような時期もありました。今度はそういっ

た方々も利用できるようになりました。改善ではあるかと思ひますが、その辺大きく変わってしまったというのはどうなのか、その辺の変更、方針が変わったという点についてもちょっとお聞かせをさせていただきたいと思ひます。それと合わせて、やっぱり市民が施設を今後も恒久的に利用していけるようにしていくということは非常に大事だと思うんですが、現状では10月から3月末までがとまったままです。先ほども言いましたように予約がいっぱいで、なかなか利用ができないという方もいらっしゃると思います。すぐ隣の校舎はあいているのに、そこでできるスポーツやいろいろな行事も今現在では借りられないような状況にあるんですけども、こういった市民の皆さんの利用ニーズに応えるために今後いろいろ工夫をしないといけないと思ひますが、工事の時期ですね、三宅と味舌の工事の時期、それからいつから市民の皆さんが利用できるようになるのか、そういったスケジュールをきちんと明らかにする必要があると思ひますけど、現段階でわかる範囲で教えていただきたいと思ひます。

スクールサポートの件であります。前回行ったことで、非常に現場も人が配置されることについては歓迎されていたというお話も聞いたことがあるんですけども、課題も2つ今もおっしゃられたようにありました。そのばらつきを解消していくために派遣会社も教育委員会も対応していくんだというようなことあります。ただ、これ派遣会社じゃないと絶対だめなんじゃないでしょうか。要望としてあるだけなんじゃないでしょうか。市としてきちんと面接をして、こういう方が大丈夫だという方を配置するのが本来あるべきではないかなというふうに思ひますが、もう既に業者は決定されているんでしょ

うか。昨日の新聞の折り込みチラシの中に載ってましたよね。摂津市の緊急雇用基金事業、摂津市内の小中学校生活新業務として、時給1,250円。スクールサポート事業30名募集とあるんですね。これはパソナという会社が募集しておられますが、これはもうこの事業のことでしょうか。パソナという会社が受託をして、そしてここには要件が余り書いてないんです。資格のことも、業務内容も若干少し述べられていますが、こういう募集で果たして本当に求めている人材を確保することができるのか。責任をもって指導ができるのか。5か月しかありませんが、指導が終わったら、もう終わってしまうということで、これは学校にとっても教育委員会にとっても、本来の趣旨である安定雇用に結びつけていくという点においても非常にちょっと矛盾が生じているのと違うかなというふうに思うんですけど、ちょっとその点ご説明をいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 それでは再開いたします。答弁を求めます。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 まず最初に、指定管理者の選定委員の件でございますけれども、選定委員につきましては、今回の指定管理者の選定に向けて選定委員会が設置されております。副市長を委員長に、民間の方が経営の観点からお一人、それから指定管理全体を見ていただく方がお一人、それと行政の職員が3人入っております。合計6人でございます。

そして、安藤委員のご質問にございましたように、公の施設に関して識見を有

する者として、生涯学習部長として私が入らせていただいております。私は個人で入っているわけではございませんで、組織として入らせていただいております。選定委員会に出席するに当たりましては、課員から、あるいは課長からそういった意見を聞きながら、私ども生涯学習部として意見を述べさせていただきます。今回の選定委員会におきましても、経費という観点のみでなく、サービスの向上、あるいは維持管理をどのように管理運営いただくかと、そういった観点からご質問もさせていただきました。そして、この選定委員会の設置におきましても、私の意見では足りないときには、委員以外の出席を求め、説明、もしくは意見を聞くということになっておりますので、そのような体制で委員会を審議いただいております。

続きまして、スポーツセンターの件でございますけれども、味舌スポーツセンターについてもご質問がございまして、次の議案ともかかわってくるわけでございますけれども、三宅が保育所で、味舌が多目的施設の違というようなご質問でございますけれども、1点はそれぞれの施設の存する地域の用途地域が異なるということがございます。それから、2点目といたしまして、建築基準法には保育所という施設の項目がございまして、多目的施設という項目がございませんので、多目的室を府の建築と協議いたしますときには、具体的な事案をもっていつて協議するというようなことになってまいります。

こういったことから、先ほど答弁いたしましたように、三宅スポーツセンターにつきましては、府の建築主事のアドバイスもございまして、保育所ということで検討に入りました。保育所として検討

する中で、私ども担当課長とも協議し、実際に子育て総合支援センターにも参りまして、その保育状況を見させていただきまして、今回、子育て総合支援センターの遊戯室として決定させていただいたものでございます。

味舌スポーツセンターにつきましては、今申しました建築基準法では多目的というのはございません。それで、なるほど、正雀保育所も隣接しておりますので、同様に保育所として設置することも可能でございます。その中で、子育て総合支援センターの折に検討した上でございますけれども、保育所として新たに位置づける場合には、体育館だけではなくて、そのもとになる子育て総合支援センターそのものも現行の建築基準法に合わせなければならないということが出てまいります。子育て総合支援センターは、平成12年に建築しておりますので耐震基準には合っておりますし、大幅な改修は必要ないというふうには見込んでおります。ただ、正雀保育所につきましては、昭和47年の建築でございまして、耐震補強もしておりません。この施設を同様に保育所として利用する場合には、その正雀保育所につきましても現行耐震基準に合致させるような改修も必要になってまいります。この築40年以上たっております正雀保育所を耐震改修して利用するかどうか、そういったことも検討してまいらなければなりません。見込みとして、大幅な改修費もかかってまいります。その中で、府のアドバイスもございまして、多目的室としても利用できるというふうなございましたので、味舌スポーツセンターについては単独の施設として、多目的として利用するというふうに決定したものでございます。多目的室に転用いたしましても、正雀保育所の遊戯室として

利用することは可能でございますので、同様に必要な折には、遊戯室として利用できるというふうに考えております。

それから、スケジュールの点でございますけれども、三宅は保育所として整備、改修するということになりましたので、この点につきましては、ご可決いただきましたら、来月から実施設計に入らせていただきます。細かいスケジュールにつきましては、こども教育課長からご説明させていただきます。

それから、味舌スポーツセンター、多目的室ということになりますと、今申し上げましたように、具体的な事案を作成して、大阪府へ協議に参って、そこでそれでいけるということでございますら、調査設計に入り、次いで実施設計、そして工事させていただくというようなことになります。多目的室として利用する場合には、大阪府と協議の中では、建物用途を明確に決定し、その用途に建物用途を変更してから工事ということになりますので、三宅スポーツセンターよりは遅れての改修工事になるというふうに予定いたしております。

○嶋野浩一朗委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 今、宮部部長からございました地域子育て支援センター遊戯室に向けての準備でございますけれども、担当課といたしましては、今後、3月をめどに実施設計書を作成し、大阪府への用途変更申請手続等を進めてまいりたいと考えております。その後、大阪府の許可が下り次第、速やかに工事着手に向けまして入札の準備行為、入札を行い、工事業者等の決定をしてみたいと考えております。ただ、工期が次年度にもまたがるということから、今定例会で工事監理委託料、工事請負費予算につきましては繰越明許費として計上させてい

ただいております。

工事期間につきましては、内容にもよりますけれども、大体6か月から7か月程度必要と、建築課のほうからお聞きしております。

あわせて、公立保育所の待機児童を含めた受け入れ態勢についてということで、公立保育所の所管が私どもこども教育課でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

国のほうでは、委員ご承知のように、地域の特性を生かしながら、幼児教育や保育、地域の子ども子育て支援を総合的に支援する仕組みといたしまして、平成24年8月にこども子育て関連3法が交付されました。この制度では、各市町村が実施主体で、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、子育て相談や一時預かりの場の充実、地域における子育て支援の充実、また待機児童解消を目的とした保育受け入れ人数の拡充などに取り組むこととなっております。

本市におきましても、子育てにかかりますニーズ調査を近々実施したいと思っております。また、保護者、子育て関係機関、学識経験者の方で構成いたします摂津子ども子育て会議を設置しております。あわせて、私ども公立といたしまして、公立保育所が果たしてきた機能であったり役割、また定員設定、こういったことを念頭に置きながら、今後の公立の保育所、また幼稚園、これらを含めた就学前教育施設のあり方を今後どのように位置づけていくのかといったこともあわせて検討する必要があるかと思っております。そういったことから、摂津市こども子育て支援事業計画を策定していきますけれども、その中には、私どもの一定の考え方も踏まえて、計画に盛り込まれたらなどと考えておるところでございます。

○嶋野浩一郎委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、安藤委員の民間調理業務委託についてのご質問にお答えさせていただきます。

今後、給食調理員の任用替え、退職者が増えていく場合の正規職員の雇用はないのかといった内容のご質問だったと思います。現時点では、第4次行財政改革を実施しているさなかでございます。目標値といたしまして、委託率が50%ということで進めておったところでございますけれども、4校、おおむね40%にとどまるものと考えておるものでございます。この第4次行財政改革では、退職者等の欠員については不補充ということでございますので、現時点で正規職員の雇用は考えておらないということでございますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、アレルギー児童の増加に伴いましての学校栄養教諭の業務等が大変ではないか、また除去食がきっちりと民間業者に指導できるのかといった内容のご質問でございますけれども、現在、学校の栄養教諭につきましては、小学校10校中6校、6名の栄養教諭が配置されておるところでございます。この6名をもって、10校のアレルギー児の除去食対応のメニュー等をチェックしておるところでございます。

この平成25年4月から、一定、アレルギー除去に関するガイドラインを作成しておりまして、それに沿って除去食を進めておるところでございます。直営校、民間校にかかわらず、学校長、教頭をはじめ、養護教諭、また担任、そして給食調理員、また委託の受託者の責任者と綿密に協議をして、指導を行っておるところでございます。

それで、除去食を提供しており、今後も事故のなきよう、委託業者につきまし

ては、委託業者の責任者と連絡調整を密にして、調理を行い、安心安全な給食を提供してまいるところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 若狭次長。

○若狭次世代育成部次長 緊急雇用創出基金事業の補助金を活用いたしました2つの事業についてご答弁申し上げます。

まず、本事業でございますが、緊急雇用創出基金事業のうち、重点分野雇用創出事業という種類でございます。この事業につきましても、大阪府の商工労働部雇用推進室労政課が基本的な考え方を示しておりまして、「人材育成を行い、次の就業機会へつなげる事業とすることから、民間企業やNPO等に委託すること、直接雇用は認めない」とあります。言うならば、府の強い指導のもと、それに沿った計画を提出しない限り、採用されないことから、本事業においても派遣会社を間に入れる形をとっております。

なお、本事業につきましても、11月1日の本会議での議決をいただいてからの事業実施と認識しておりますが、議決後、できるだけ速やかに事業実施ができるよう、準備を進めているところでございます。

人材派遣会社には、多くの応募の中から人材を選定していただき、学校と私どものニーズに沿った人材の派遣を求めてまいります。十分な打ち合わせを実施していく予定でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっと、大分絞れてきたんですけれども、指定管理者の選定の問題についてですけれども、先ほども申し上げますように、公の施設の公的な責任をしっかりと市が果たせるように、それから料金だけでなく、市民サービス

の向上とか、それからその公の施設が持っている役割がしっかりと果たせるようなチェックを果たしていただきたいし、そのチェックの過程においても、選定の過程においても、市民の皆さんがわかるように、情報公開をしていただくとともに、新しい提案も受け入れつつ進めていただきたいということで、今回は要望にしておきたいというふうに思います。

それから、スポーツセンターでございます。今、三宅と味舌の今後の対応についてご説明いただいたのと、今後のスケジュールのお話をいただきました。

もともと、用途区域の問題があつて、このような状況に、廃止条例という形になってきたのかなというふうに思うわけですが、少なくとも地域の皆さんが活用されているコミュニティの場でもあり、スポーツの場でもあつて、より広い地域の方々が利用できるような施設として、市が責任を持って管理をし、利用できるようにしていくというのは一番大事なことだと思いますので、その点はぜひ留意をしていただきたいと思ひますし、現段階では、市民の皆さんには10月からの使用停止ということで、3月までという、いろいろな代替の場所を苦勞して探しておられるような状況かと思ひますが、いつ市民がその施設を使えるようになるのか、具体的にどんなふうな要項で使えるようになるのか、工事までの間の時期はずっと使えないのか、などなどを含めて、きちんと市民の皆さんにアナウンスをぜひ早目に、早目にしていただいて、地域の皆さんが一緒になってつくり上げてきた団体であつたりとか、それからスポーツを楽しんでおられて、せっかく近くのこのスポーツセンターでやれた方々が、そこからまた遠ざかるようなことがあつたら本末転倒になると思ひますので、

その点、そのスケジュールについてもより細かく、一日も早く、市民の皆さん、もちろん議会、市民の皆さんにお知らせしていただけるようにしていただきたい。

それから、子育て総合支援センターに遊戯室ということにもなります。後々、また議論にもなるかと思えますけれど、味舌は多目的、いずれにしても今までよりもより広い方々が利用できるようにしていくというような趣旨であるというふうに理解をしておりますので、そのための要綱も、それからさらに発展ができるように、教育委員会が主導して、味舌、三宅のスポーツセンター、それから暫定利用になっているグラウンド、耐震補強がされているのに使うことのできない校舎も含めて、市内の協議が必要だとおっしゃるかもしれませんが、生涯学習やスポーツ振興を担う部署として、しっかりとの方針を持って臨んでいただきたいと、要望にしておきたいと思えます。

それから、保育所の件です。こども子育て会議の設置、それから計画の策定、ニーズ調査が今行われているというお話でありました。

この間、先ほども申し上げましたように、待機児童の問題というのは非常に大きな問題で、摂津市でもここ最近、急激にこの問題が深刻になってきています。全国的には、横浜市のように待機児童ゼロ作戦とあって、待機児童がゼロになったような大々的な宣伝をしていらっしゃる場所もありますが、その中身を見てみると、安上がりの、安上がりとは言葉が悪いかもしれませんが、非常に保育の質を落としてしまうような中身の待機児童の解消であったり、保育の安心して子どもを預けて保育をしてもらえるという保護者の思いに応えた中身になっているかということ、いろいろな問題点が

あると指摘もされていますし、私もその点が気になっています。そういうような形でなくて、しっかり公的な保育の責任を負うという立場で、待機児童の問題を考えていていただきたいと思えます。

話がちょっと大きくなってしまったので、このぐらいにしておきたいと思えますけれども、民間の保育所の定員増による今回の債務負担行為による補助金ですけれども、やはり市としてしっかりと認可保育所を、きちんとした保育のサービスが提供できるような認可保育所をふやしていく、公的な責任をどのような形でやれるのかをしっかりと考えていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、給食についてです。この問いは、いつも議論になっているわけですが、栄養教諭の方が10校中6人いらっしゃる。先日も、市内のアレルギーを持っておられるお子さんや、除去食がどれぐらい必要になっていきますかという質問をさせていただいたことがありました。アレルギーも非常に複雑多岐にわたっていて、1人の児童でも複数のアレルギーを持っておられるということで、より細かく、そして細心の注意を怠らなくてはいけないし、細心の注意を怠っていても人がやることで、何かの間違いが起きる可能性というのはやっぱりそれは想定してやらなければいけないし、そのときにはどういう対応ができるのか、そこに現場にいる先生であったり、栄養教諭であったり、または本人であったり、その校舎にいる、教室にいる子どもたちであったり、それをきちんとした対応をとっていかなければいけないというふうに思えますし、そうだと思います。

そういう点でいうと、栄養教諭の数が非常に少ないのではないかなということ、

衛生管理基準もまだしっかりと整備されているかどうかというのも非常に不安です。そのもとでの民間委託ということになると、なおさらワンステップ置くことになりますから、子どもの本当に何かあるとき、何かあったらいけないけれど、先ほど安全安心が一番だという指定管理者の説明がありましたけれど、何かあったら遅いというようなのが給食だと思うんです。そういうことを考えると、やはり私は民間委託をするのではなく、直営でしっかりと責任を持ってやるべきだというふうに思いますし、仮に民間委託の会社の責任者の方と、きちんと調整を図れば図るほど、今度は現場の給食調理員と、指導を市が直接やればやるほど、子どもたちのことを思ってやればやるほど、今度はこれは偽装を置くようになってくる、労働法制の問題にかかわってきて、非常にこれは矛盾が大きなものになっているということを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、スクールサポートの事業についてです。私は、やはり学校の現場に人を配置して、子どもたちに寄り添う指導を少しでも、今よりも一歩でも二歩でも前に進めていくというような取り組みというのは、非常に大事だと思います。本来であれば、正規で雇って、学校現場で子どもたちに寄り添う先生や大人の目がふえるということが私は一番だと思いますが、そうならないときに指をくわえてまっていることではなく、補助金があるなら活用して、臨時的にでもやっていくというのは非常に大事なことだというふうに思っています。

ただ1点、やはりこういった大事な問題を、そして大事な子どもにかかわる問題を派遣会社に任さなければいけないような制度そのものについては、非常に矛

盾を感じています。この点は、ぜひ今後、この緊急雇用の制度が残るのかどうか、それがそもそも教育の現場に適しているのかどうかということも、よく教育委員会でもまた議論もしていただき、大阪府や、またはこれはどこの、省庁でいくとどこになるのでしょうか、国に対しても、総務省ですかね、厚生労働省ですか、厚生労働省とか、より現場で子どもたちのために、学校現場のために活用できるような制度として、ものを申し上げていただきたいと思います。

これはチラシを見て、市民の方が、こんな大事なことをとということで、市の教育委員会が問われる中身なんです。制度はこうなんですとって、これはもう緊急避難的な措置で、それでも一歩でも前に進めるということは、市民の皆さんはなかなか理解はできません。本来あるべき姿と、今回の制度を最大限利用するためにこうなっているということは、きちんとということがあるわけですから、そこを改善していく方向で考えていただきたいですし、市独自、教育委員会独自としても、より5か月で終わるのではなく、安定雇用を目的としているものでありますから、そういった技術やノウハウを培った人たちをまた摂津市教育にかかわってもらえるように、違う形でつながりを断ち切らないようにしていくという努力も必要だと思いますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

全て今要望にしました。終わります。  
○嶋野浩一郎委員長 安藤委員の質問は終わりました。ほかに質問のある方。

東委員、どうぞ。

○東久美子委員 2点、ご質問とご要望になるかと思いますがお願いいたします。

まず、1点目なんですが、学校給食調理業務委託事業に関してです。摂津の給

食なんです、食材の選定、それから学校行事のときの対応など、本当に丁寧に、直営の学校ですが、行われています。その中で、教職員、給食調理員の方も含めて、一つの学校をきちんとみんなの力でつくっていくという姿勢があって、本当に協力し合う中で給食が進められていると思っています。

民営の場合なんですけれども、民間になった場合に、その辺のところはいかがですかというご質問が1点。本当に、保護者は、食物アレルギーについては心配されていて、岩見課長のほうからもお話があったように、誰かに任せるではなく、管理職、担任、それから養護教諭、栄養士の栄養教諭がいる学校は栄養教諭、チームで対応しています。その辺のチームの中に、民間であろうときちんとかかわる中で、子どもたちの安心安全な給食というのをお願いしたいと思っています。

2点目のですが、2点目は保健室とサポーター配置委託に関してです。これもご説明がありましたので、中身については摂津独自ではございませんので制限があったりとか、大変な中での活用だなというふうには理解しております。

ただ、本当に人やなと思うんです。今まで、学校の中にこういうふうな緊急雇用で来られた方が、学校のことを本当に考えてくださって、残って、学校にいろいろな形で、サポートの形で残られて、学校がきちんと子どもたちを育てることができた事例もございますので、一時的な雇用とかいうことではなく、本当につながった、より摂津にふさわしい、摂津の子どもたちを一番に考えてくださる方が残っていただけるようなものになればいいなと思っています。

常々思っておりますが、こういうふうな、特に保健室関係なんかがそうなんで

すけれども、数値であらわせない成果というのが多大なものがあると思うんです。

摂津市は、子どもの生活面のフォローをしなければ、学習意欲がちょっと高まらないという子どもも多い現実がございますので、何がどうのこうのという数値化だけではない部分も大切にさせていただいて、せっかくのこういうふうな人材派遣がございますので、成果を数値だけではなく、また教えていただけたらと思っておりますので、この2点です。よろしくをお願いします。

○嶋野浩一朗委員長 それでは答弁を求めます。

岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、給食の民間委託についてのご質問にお答えさせていただきます。

民間委託しております学校におきましても、委託の仕様書、また契約書等の中に、学校行事に協力するようということの文言も入れさせていただいております。

また、アレルギー除去食につきましても、今、東委員のほうからございましたように、その子どもたちへの対応は、学校、そして教師、また栄養士、養護教諭、保護者等々が連携をしなければ、安全に安心して提供することもできませんので、このことについても、委託業者の責任者に重々こちらのほうから協議、指示を行いまして、事故のないよう、業者の責任者が自らの社員に教育するよう指導していきたいと思っております。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、保健室サポーター配置委託料に関する質問につきまして、岡部課長。

○岡部学校教育課長 保健室配置事業なんですけれども、5か月ではありますけれども、研修等も行いながら、より現場のニーズに合った、学校現場のニーズに

合った方を我々もともに、それこそ行っていただいた方たちがより頑張れるように見守るといふか、支援する形はもちろんとっていきますし、その方がもし資格等をお持ちで、仮に次の年、新たな職というものでなければ、引き続き学校現場で活躍していただけるように、非常勤の形になってはいけないとは思いますが、もしなければそのような形でお願ひしたいなと考えておりますし、その方々のより一層の技能、そういうものの向上については、私どもがバックアップしていきたくと思っています。

○嶋野浩一朗委員長 答弁が出そろいました。それでは2回目、東委員、もうよろしいですか。

○東久美子委員 はい。

○嶋野浩一朗委員長 わかりました。

南野委員。

○南野直司委員 午前中から、さまざまな議論が出ておりますので、もう私のほうからは1点だけ、ちょっとお聞きしたいなと思っています。改めてですけれども、委員長もご理解いただきたいと思うんですけれども、今回、債務負担行為の補正で、児童センター指定管理事業が、この26年度から30年度で1億3,400万円ということで組まれましたけれども、先ほどから議論がありまして、第1児童センターのみということで以北にあるだけでありまして、やはり以南の子育て世代の例えばお母さん方からも、児童センターはこっちのほうにはできないのかという、やっぱりお声をたくさんいただくわけでありまして、改めてですけれども、申しわけありませんけれども、どのように今考えておられるのか、新たな児童センター設置について、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○嶋野浩一朗委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 第2児童センターといひますか、安威川以南の児童センターの考え方でございますけれども、今の第1児童センターにつきましては、委員ご承知のように摂津小学校区にございまして、利用者の大半が摂津小学校、味舌小学校、三宅柳田小学校の子どもたちで構成されており、大きなイベント等には以南のほうからも少なくともありますが参加はしてくれています。

そのような中で、現在、公共施設を建設する中で、単独の児童センター的なものをつくるには財源的にも難しいといったこともありまして、当面、取り組める事業として移動児童館事業というのをやっております。これは、公民館やいろんな施設に出向いていって、特に学童保育室の子どもを相手としたけん玉指導を行っているのが現状でございます。

現在、安威川以南には、別府地域のコミュニティセンター構想もございまして。そういった中では、私ども担当課といたしましても、児童センターでやっているような取り組みを何らかの形で取り入れられないかとは考えております。

ただ、これは、今、地域の中に入られて、さまざまなお意見をいただく中で、最終的に市としてどのような位置づけにするのか、どのような配置にするのか、どういった施設規模にするのかを決めていくところでございます。当然、地域の中からは子ども、お年寄りの方、障害者の方、いろんな観点でご意見があろうかと思ひます。私どものほうも、必要であれば担当課としてもそういったご意見をお聞きする中で、意見も申していきたいなと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 南野委員。

○南野直司委員 丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

課長、言っていただきまして、別府の新たなコミュニティ施設の検討が今、まさにワークショップとして進んでおりますけれども、やっぱりそのワークショップに参加されている方々は、もちろん子育て世代の方も参加されていると思いますけれども、やっぱり僕はもっと力を入れて、もちろん新たなコミュニティ施設には、公民館機能というのは恐らく備わってくるかなと思いますけれども、子育ての児童センター、子どもをテーマにした機能というのをできれば別府の新たなコミュニティ施設に組み込んでいただけないかなというふうには思います。もちろん、ワークショップで地域の方のいろいろな意見を聞きながら、それが反映していくわけですけれども、強い思いで、どうか教育委員会からも言っていただけたらなというふうに思います。

第1児童センターですね、児童センター祭り等々も私も行かせていただきまして、大変多くの子どもたちが参加されて、喜んでおられる姿を見まして、やはり以南地域にもぜひ、今移動という形でしていただいていますけれども、ぜひ児童センターを設置していただきたいなと思いますので、そういった機能を備えたコミュニティ施設になるように、どうか教育委員会からもお願いをしていただきたいなと思います。これは要望としておきます。  
○嶋野浩一朗委員長 ほかに。大澤委員、どうぞ。

○大澤千恵子副委員長 午前中から皆さんお話しされておりますので、私のほうからは、ちょっと、まず一つは指定管理者制度の件なんですけれども、この指定管理者制度の期間が切れるということで、継続となっているわけなんですけど、今、先ほどからお話を聞いておりますと、今、公募で来ているのが1者とか、2者とか、

そういった数というふうにお聞きしております。その中で、例えば、なぜ1者しか来ないのか、その公募が。例えば、なぜ2者しか来ないのか、こういったところの検証というのはまずされているのか。

それと、この施設が、例えばインセンティブの問題、こういったもののモチベーションを上げるような、そういう取り組みというのはなされているのかということ。

それから、1者で仮に契約しましたと、この1者が、今後この5年間の後に、行政の経営状態も悪くなって、悪化になってきたと、そうなってくると、そのままもう一回直営に戻したりとか、そういった方向になってしまうのか、現実的には非常に無理だと思うんですけども、直営に戻すというのは。一旦、民間でやっていただいたものを直営に戻すというのは、非常に困難だと思うんですけど、そういった最悪は休廃止することもあり得るという方向性に向かっていく可能性もあるのかどうかということをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

それから、もう1点は、先ほどからお話に上がっておりますサポーターの件なんですけれども、このサポーターの件、先ほど安藤議員もおっしゃってましたけれども、人材派遣に実は広告を出していたと、雇用はしないというようなお話でありましたけれども、この雇用に関して、例えば、仮に学校で面接まではいかないですけれども、顔合わせみたいなものもなく、いきなり5か月間雇用するという形になるのか、それとも一旦学校で、そういった人となりというか、免許も何も要らないということでございますので、そういった人格的なものを見られるということがなされているのかどうかということをちょっとお聞かせいただきたいな

と思います。

○嶋野浩一朗委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

小林課長。

○小林こども教育課長 指定管理者制度につきまして、まず私のほうから児童センターの応募状況等についてご説明させていただきます。

児童センターにつきましては、公募要項を公表いたしまして、現地での公募要項の説明会を開催いたし、5者参加がございました。質問等を受付まして、市の考え方等を返す中で、申請書の提出期間に団体応募がありましたのが3者でございます。こういったところで、今現在、選定委員会では候補者を決定しているところでございます。

一定、5者参加されており、その中で金額的なもの、施設の内容、施設見学等をされた中で判断されて、2者は辞退されたものと考えております。

それと、インセンティブについての考え方なんですけれども、児童センターは児童福祉法に基づく児童厚生施設で、利用料金というのですか、施設使用料というのは設けておりません。また、子どもたちから参加料というのは、講座等を開催する場合ももらっておりません。そういったことで、実費負担的なものは子どもたちからはいただきますけれども、原則無料というところで施設運営をしておりますので、この指定管理に対してのインセンティブというのはなじまない施設なのかなという判断をしているところでございます。

○嶋野浩一朗委員長 それから、再び直営できるのかどうか、それから休廃止ということもあり得るのかという質問もされておられますけれども。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 体育施設と、それからプールの関係もございまして、私のほうから説明させていただきます。

体育施設は募集をかけましたところ、5者から説明会に参加いただきました。結果として、申し込みは1者でございました。それから、温水プールにつきましては、8者が説明会に参加いただきまして、実際に応募いただきましたのが2者ということでございます。

まず、体育施設でございまして、この部分につきましては、実際はほぼ維持管理の状況で、我々公募の折にサービス向上ということで掲げさせていただいておりますけれども、なかなか実際には難しい状況にあるということで、先ほどインセンティブで話がございましたけれども、なかなかそういった面が働きにくくて、募集としてどれだけの方が来ていただけるかということは一定危惧もいたしておりました。その中で、説明会に5者来ていただきまして、非常に期待しておったわけでございますけれども、結果として1者ということになりました。

応募が少ないということは、やはり民間としてはうまみがないということになるのかな、というふうに考えております。その中で、こういった事業をさせていただいて、民間も儲けになって、行政もサービス向上という、そういったことも考えておりましたけれど、なかなかそういったところは、この体育施設に関しては難しい状況なのかなというふうには分析もさせていただいております。その中で、安全安心、維持管理運営していただけるということで、1者につきましては選定委員会で諮らせていただいております。

それから、温水プールでございまして、温水プールは2者ございました。応募の状況といたしまして、経費の削減

を提案しておられる団体もいらっしゃれば、サービスの向上を上げておられる団体もいらっしゃいます。

その中で、一定、今回、利用料金制というものを導入いたしております。この利用料金制につきましては、前回の委員会で議論もさせていただきました。その中で申し上げましたのは、やはりインセンティブを働かせていただいて、サービスの向上ということで導入をさせていただいたところでございますけれども、温水プールにつきましては、非常に空き時間の少ないというような状況の中で、いかに空いた時間を事業者の工夫によって事業展開をしていただいて、もってサービスの向上を図れるかということが課題になっておったと思います。その中で2者いただいたということは、私どもとしては比較もできましたので、結果的には2者でございますけれども、公募、なおかつ利用料金制を導入した成果はあったというふうに考えております。その中で、総合的に判断して1者を選定させていただいたというようなところでございます。

それから、こういった状況の中で、直営に戻すのかということがございました。条例上は、指定管理を入れる場合には、それぞれの条例の中で、指定管理者に任せるといった条文が入っております。

条文のつくり方としましては、指定管理をすることはできるという、できる規定もあれば、指定管理をするという規定もございまして、本市の条例につきましては指定管理をするという条例になっております、現行のところ。ですから、選定におきましては、経営状況が悪くなって倒産等をされて、立ち行かなくなるという、そんな状況も踏まえた中で選定作業をさせていただいておるというふうに

考えております。でございますので、例えば1者でありましても、2者でありましても、その辺のところは鑑みて選定させていただいております。業者が倒産されて、施設が休廃止するというようなことは想定としては考えておりません。

○嶋野浩一郎委員長 岡部課長。

○岡部学校教育課長 学校現場にさまざまな人に入っただくということで、子どもたちの教育に携わっていただくわけですから、その人選というのは非常に大事なことだということはお指摘のとおりでございます。

今回、人材派遣会社にも、この事業の趣旨をしっかりと説明しておりますので、求める人材像などを示して、派遣会社から派遣していただきまして、一定、面接選考した後、教育委員会事務局もその方々と面談させていただきます。次に、学校に派遣というか、最初というか、伺うときも、教育委員会事務局のほうが同行しまして、きちっと学校現場と連携をとりながら進めていくというような流れにしております。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどの指定管理のほうなんですけれど、インセンティブが直接かかわってくるようなお話なのは、温水プールと体育館施設の管理の部分だったのかなというふうに思いますけれど、いわゆる指定管理を個々、それぞれ、やはり特徴がありますし、またそれぞれ違うやり方があると思うんです。

この契約期間というのが、今5年ですかね、温水プールで。満了5年ですかね、5年になると思うんですけれど、これが例えば、この指定期間に関する基準というのは設けられているのかどうか。その施設によっては、例えば3年のほうがいいんじゃないかとか、2年のほうがいい

んじゃないかとか、一律ではないと思うんです。そういった基準を行政担当課のほうで期間を指定しているのか、それとも何かののりつた形でちょっと期間を設定されているのかということをやっと、もう一度お聞かせいただきたいと思っています。

それと、先ほどのスクールサポーターの件なんですけれども、まず業者が雇用した者をそのまま直接入れるようなことではないとは思っておりましたけれども、必ず一度面接されるというようなことでございますので、5か月間といえども、入ってすぐに辞めました、というようなことが、やはり多いと思うです、正直。こんなはずじゃなかったと、この仕事がかこれだけ大変なものではなかったというようなこともあるかと思うんです。そういった中で、研修も行われるということですので、やはりせっかくやる事業ですので、十分にそういったところも配慮しながら、学校教育の現場の中に第三者が入ってくるわけでございますので、いろんな意味での配慮は必要かなというふうに思っておりますので、その辺に気をつけてやっていただけたらなと思います。

○嶋野浩一郎委員長 それでは答弁を求めます。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 まず、先ほどの指定管理者が倒産等された場合ということでございますけれども、条例上はする規定になっておりまして、もしそのような理由等によりまして指定の取り消しとなった場合には、緊急的に指定管理者は選定するというにはなっておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

それから、期間の件でございますけれども、この第2次指針におきまして、指定の期間は原則5年で、なおかつ10年

以下で、施設の特性、性質など、特別な事情がある場合は決定するということになっております。短い期間ということも考えられますけれども、一定、指定管理を入れる場合には、設備投資等されますので、やはり長いスパンといえますか、5年程度の期間を考えなければ、投資したものを償却できないというようなこともございますので、それは施設によりまますけれども、5年程度が基本であろうというふうに考えております。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 ちょっと確認なんですけれども、担当課が各施設の指定期間を決めているわけではないということですか。

○嶋野浩一郎委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 第2次指針に基づきまして、この期間につきましては担当の部署が決定いたしております。

○嶋野浩一郎委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 そうしましたら、担当期間を各課が決めているということは、期間を決めている基準というのは持ってらっしゃるということですか。例えば、これは八王子市の指定期間の分なんですけれども、例えば5年だと、事業の管理とか、運営に当たり、初期投資設備がかかっているとか、減価償却ができるとか、そういった中身で5年とか、3年とか決めてらっしゃるんです。例えば、2年だと、コスト削減と安定した事業運営が図れる施設であって、ほかの区分に該当しないというような基準が設けられているんですけれども、そういったものはなくて、3年、5年と決められているのか、それともある程度のそういった基準を各担当課で持ってらっしゃって決めているのかということですか。

○嶋野浩一郎委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 指定の期間でございませうけれども、基本的に指針に5年と書いております。これを策定した経過でございませうけれども、先ほど宮部部長が申しましたように、施設によっては設備投資等が必要になってくるということが基本で、市としては基本を5年におこうということで決めております。ただし、長期間、もう少し長い場合を設定したほうが市民サービス等々が向上されるというようなことが見込める場合は、10年以下でその施設の特性に合わせてしていくということにはございませう。

委員がおっしゃったように2年とか、3年とかということでございませうけれども、特性によってそういうことが可能性としては出てきますけれども、今、市全体としては基本5年ということで設定をしております。

○嶋野浩一朗委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、5年と決められていると思うんですけど、こういった、いわゆる市の経済状況もありますし、民間のほうの経営状況もやはりありますので、そういったのはやっぱり、そういった観点から見ると、この施設ごとに、やはり期間というのはある程度基準をしっかりと決められたほうがいいのかというふうに感じましたので、今後、もう今から3年とかっていう公募ができないと思いますが、今後また、この5年間で見直しも必要なのかなというふうには思っておりますので、それで結構です。

○嶋野浩一朗委員長 ほかによろしいですか。以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時53分 休憩)

(午後1時55分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 それでは、再開いたします。

議案第56号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方。よろしいですか。

南野委員。

○南野直司委員 補正予算のほうでも議論がありましたけれども、当初、味舌スポーツセンター及び三宅スポーツセンターを廃止するための本条例を制定することとあります。用途変更して、新たに多目的室、それから遊戯室へと生まれ変わるということで廃止されますけれども、先ほど、安藤委員からも補正予算のほうで質問がありましたけれども、6月15日付の広報において、10月から利用停止するというので広報でお知らせされましたけれども、それについてもう10月に入っていますけれども、多くの各種団体、サッカーであったり、地域のソフトボールクラブであったり、使われておりましたけれども、どのように対応されたのか、その辺だけお聞かせいただきたいなと思います。

○嶋野浩一朗委員長 傍聴の方、静粛にお願いします。

それでは答弁をお願いいたします。

飯野課長代理。

○飯野文化スポーツ課長代理 それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

当初、6月15日の広報で、10月から利用停止のアナウンスをさせていただいたんですけども、利用団体につきましては、こちらのほうで三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンター、いずれも把握しておりますので、そちらの団体向けに直接ダイレクトメールにて利用停止の案内をさせていただいております。

○嶋野浩一朗委員長 南野委員。

○南野直司委員 今、現に案内されまし

たけれども、工事はもちろんしていないということでありまして、使えますよね。今どのように、現状どのように運営を行われているのか、それだけちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○嶋野浩一郎委員長 飯野課長代理。

○飯野文化スポーツ課長代理 現状、工事につきましては予定どおり進んでおらず、着工しておりません。ただし、スポーツセンターとして利用することが、現状不可能という状態になっておりますので、施設の利用についても停止せざるを得ない状況になっております。ですので、今はいわば稼働していない、全く稼働していない状況ということでございます。

○嶋野浩一郎委員長 南野委員。

○南野直司委員 管理人等がいらっしやらないという状況ですか、ちょっと詳しく、もしあれやったら言うていただいたら。

○嶋野浩一郎委員長 飯野課長代理。

○飯野文化スポーツ課長代理 管理人につきましては、施設の受付場所に常駐しております。現状も常駐はしております。

○嶋野浩一郎委員長 南野委員。

○南野直司委員 私が簡単に思いますのは、10月から使えませんかと広報で言いましたけれども、大阪府の協議の中で、用途変更が必要やということで耐震工事が遅れましたよね。遅れたいうか、後回しになりましたよね。その間、やっぱり使えるわけですから、市民体育館もなくなりまして、それから味舌体育館もなくなりまして、学校以外、運動場にしても、学校施設以外のスポーツ広場というのも、本当にこの摂津市は少ない状況でありますよね。皆さん、それは認識していただいていると思うんですけれども、何かの工夫で、やはり少しでも使える場合は、そうやって働きかけて、使っておられる

団体側も掌握されていることなので、改めて使えますよということで通知されるなり、やっぱりそういう努力というのは僕は大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺、ちょっと改めてお聞かせいただきたいなと。

○嶋野浩一郎委員長 飯野課長代理。

○飯野文化スポーツ課長代理 ちょっと、説明が不足しておったかもわからないですけれど、運動施設として利用することができない状況でございます。それで、そのためには用途変更しないといけないということで、今の時点でまだ用途を変更できていないので、開放したいのはやまやまなんですけれどもできていない。ですので、まず、それをするための段階として、今回、条例の廃止を提案させていただいているという段階でございます。それが、提案が可決いただきまして、そこからまた動いていきますので、ただ運動広場については今後早急に対応を考慮しておりますが、体育館のほうにつきましてはまず廃止をさせていただきたいと、そういうことでございます。

○嶋野浩一郎委員長 よろしいですか。ほかに。

安藤委員。

○安藤薫委員 補正予算でも大分質問させていただいたので、重ならないようにと言っても、つながっている一つのことですので、重なる場合はちょっとご容赦いただきたいんですけれども。

先ほどからの議論で、2つのスポーツセンターが、いろんな理由はあっても廃止だということです。体育施設としては、2つなくなるというのが現実的な事実であります。もちろん、その後の利用方法については、できるだけ地域の方、できるだけといいますか、地域の方々にスポーツも、それからほかの文化的な行事にも、

地域の取り組む行事にも活用できるように何とかしていきたい。もしくは、三宅のように、保育の充実のためにも活用しながらということで、幅広く活用していくんだということだと思うんですが、まず少なくとも、スポーツを勧めていこう、推進していこう、健康増進のためにスポーツをもっと市民の中に活発にやっっていこう、地域総合型スポーツクラブというのが発足して、補助金をつけて発足して、NPO法人にもなられました。スポーツをやられる人口というのはどんどんふえております。団塊の世代の方々が会社を辞められて、地域にも戻ってこられて、地域の中で自分のできることは何かというところで、そういうスポーツにかかわったり、子どもたちにスポーツを教えたりということがかかわっていくという点でいうと、このスポーツ施設というのは、スポーツ振興をやっていく上で本当に大事な、なくてはならない施設だと思うんです。

南野委員もおっしゃったように、市民体育館が廃止になりました。味舌体育館も、もちろん老朽化の問題もありましたけれども廃止になりました。もう少しさかのぼれば、市民プール、12、3年前に、これも廃止になっているんです。地域の皆さん、市民の皆さんから聞こえてくるのは、体育振興とか、健康増進というお話があっても、やる場所がないじゃないかと、どんどん施設もなくなってしまっているというような状況の下で、今回この2つの、スポーツの施設として2つがなくなったということについて、担当としてどのようにお考えになっているのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたい。

そのために、市民体育館が廃止されてからこの間の、ちょっと順序が逆になっ

たんですけれど、市民体育館が平成20年まで利用されていたんですか、約2万1,000人ほどの方が年間利用されておられました。それが21年度から使えなくなりましたが、21年度からは味舌と三宅のスポーツセンターができましたと。その21年度の延べ利用者数は、三宅と味舌と合わせると約3万人を超えていますので、市民体育館の廃止の分はある程度、ある程度といたしますか、補ってまだ余りある利用者だと、利用者の数だけいきますと。代替施設としても、この2つがオープンしますということを中心に説明されていたとおりの数字になっているわけです。その後、味舌体育館が、老朽化で平成22年度には廃止をされて、23年度から使えなくなってきて、味舌体育館も古くはなっていましたが、年間1万3,000人ほどの方が利用されてきたわけです。これが廃止になりました。しかし、この廃止された後の代替の施設というのは残念ながらいいわけですし、総合的な市民体育館をという要望はありますが、現実的なものにはなっていないという中でこの2つのスポーツセンターが廃止になっているということ自体、スポーツ振興を担っている部署として、今後のスポーツ振興を担っていくために、市民の皆さんに利用してもらえ施設をどのように増やしていくのかという観点から、どういようなご認識に立っておられるのか、今後のことについてどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野浩一郎委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 市民体育館が廃止になりまして、スポーツセンターを2つ、社会体育施設として設置させていただきました。市民体育館をご利用なさっておられた分につきましては、安藤委員が今

ご質問の中で申されましたように、一定の代替施設というふうにはなっておるといふふうに思います。ただ、もともとの学校施設でございますので、そんなに大きな施設ではございませんから、競技の内容としては限られた競技になっているといふふうに思います。その中で、22年度の末ですけれども、味舌スポーツセンターも老朽化ということ、それから、これは摂津市の給食室の整備ということで廃止ということになりました。その中で、スポーツ振興を所管するセクションとしてどう考えているのかというご質問でございます。

非常に、私どももスポーツ振興をする中で、施設の充実ということは常々考えております。ただ、こういった財政事情の中で、代替施設をご用意させていただくというのは、非常に難しい状況にあることはこれは間違いございません。その中で、学校の廃校によりまして、体育館をスポーツセンターとして利用させていただきました。こういった中で、再びスポーツセンターが、スポーツ専用施設というのではなくて、別の用途に利用するということは、私どもにとりまして非常に落胆といたしますか、残念に思っているところでございます。そんな中で、何とか今までと同様にご利用いただけるというような施設ということ、建築基準法上、あるいはその他の事情も含めまして、何とか今までと同様に利用できる施設がないものかというふうな中で、府とも協議をしながら、今回、こういった子育て総合支援センターの保育所として整備し、空き時間については一般に開放させていただき、それから味舌スポーツセンターにつきましては、これはかねて地域からもご要望がございました多目的施設として、この際、再整備させていただ

くということで、スポーツもできる施設としてご用意させていただくというようなこととなります。施設としては、おっしゃいますように、スポーツ専用用途としての機会としては減少することになるとは思いますけれども、その施設をこれからのいろんな用途に有効利用してまいりたいといふふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 用途の問題等あって、スポーツの専用の施設がなくなったことについては、やっぱりスポーツの振興を進めていく上では、いわゆるスポーツのことを考えれば、やはり少しマイナス、かなりマイナスではないか。開放事業でやっても、基本的には学校開放というのは、やっぱり基本はその学校の施設であって、その子どもたちが利用するのが第一であると、その空いている時間を市民の皆さんに開放させていただくというものでもあると思いますから、当然、今までのように、全てをスポーツに利用してもまだなかなか順番がとれないとかいうような状況にある中では、やはりマイナスや後退になっているのではないかと思います。もちろん、多目的に利用できるという点でのプラスの面はもちろんいいこととして理解はしていますが、スポーツという点では、やはり今までもやはり不足していたものから、さらに不足していくと、その上さらにスポーツ振興をどのような立場に立って市民の皆さんに訴えていくのかというところが、私はこれから問われているのではないかなというふうに思っています。

いろいろな工夫をしていただいた結果が今回のこういう多目的で使うとか、子育て支援センターでということになるかと思うんですが、新たに一から体育館をつくるというのはもちろん望みますが、

すぐにはできないもので、現実的なものでもありません。それならば、今ある施設を最大限利用するような立場に立って、庁内でいろいろな調整を図っていくということも私は大事なことだと思います。

今でも、ヨガですとか、ダンスですとか、卓球ですとか、もちろん体育館がいいでしょうけれども、体育館がなくても空き教室を利用してやれるというのはあるんです。これは、もうちょっと所管がはずれていくのかもわかりませんが、旧味舌小学校の校舎、耐震補強もされているし、自治体によったら、廃校になった校舎を利用して、地域の活動、それから配食サービスであったり、それから地域の皆さんのスポーツや文化に活用をして、地域のコミュニティ、それから拠点として活用し続けているという例があちこちにあるわけです。それをやはり庁内の中で進めていこうとか、提案をしていこうという部署は、教育委員会をもってほかにはなかなかないのではないかと。とりわけスポーツの問題、文化の問題を所管している教育委員会、生涯学習部として、私はしっかりとそういったところに目を向けて、庁内で提案をしていく、活用して、すぐには体育館は無理かもしれないけれど、今ある建物を活用したらできるという、目の前にあるわけですから、それをやっぱり考えるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○嶋野浩一朗委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 今回、スポーツセンターにつきましては、先ほど課長代理からございましたように、利用を差止めいたしまして、条例を廃止ということで、今までは、先ほども話がございましたスポーツ用途には貸し出ししない、方針転換をしたのかというようなご質問も

ございましたけれども、我々はやはりその施設につきましては、条例に基づいて利用させていただいております。その中で、スポーツセンター条例というのは、スポーツ用途に利用するという形で条例化いたしております。

今回、このスポーツセンター条例、ご可決いただきますと、11月1日以降に廃止ということになります。そういったしますと、これらの施設が教育財産、行政財産から、普通財産ということになります。普通財産を運用するに当たりましては、自治法、あるいは利用によりましては建築基準法等も鑑みながら、利用について制度設計、あるいは検討もしていかなければならないというような状況にございます。校舎につきましても、現在、普通財産として暫定的に利用いたしております。こういった中で、その普通財産をどのように利用していくかということにつきましては、やはり私どもは私どもでご意見、あるいはご要望もいたしますけれども、これは市の全体の中で検討していただく問題であろうというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 庁内で調整をしなければいけない、市全体の方針というものがあられるわけですから、ここだけで突っ走るわけにはいかないというのはよく理解しておりますが、しかし、少なくとも目の前に今スポーツ施設が減っている中で、利用者が使う場所がなくて、予約に走り回らなければいけないというような現状があって、スポーツの使う頻度も少し減るというような状況にあっては、今ある施設をどのように活用していくのか、普通財産をどのように教育財産として活用できるような提案をしたりしていくことが、まずはここで教育委員会のほうでその立

場に立たなければ変わらないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その立場に立っていただいて、いろんな工夫をされていると思います、考えていただいているかと思いますが、目の前にそういった器があるわけですから、三宅も味舌もあるわけですので、活用できる部分はまずは活用をする努力をしてほしいと思いますが、市としてもう一回そういう立場に立って、調整に立ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○嶋野浩一朗委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 この11月1日までは、体育室、それから運動広場につきましては、行政財産という位置づけでございます。これは、これまで我々が生涯スポーツの施設として利用してまいりました。この分につきましては、我々も工事着工をするまでに、しばらくの間は普通財産ということになりますので、このところは先ほど申しましたように自治法上、あるいは建築基準法上の法律も鑑みた上で、スポーツ用途等に利用できないものか、この辺のところは検討し、できるだけ利用していただければありがたいというふうに考えております。ただ、校舎につきましては、市として普通財産ということで、まだ、いまだ、その用途については決定いたしておりません。この分につきましては、我々は要望はいたしましても、この辺の検討は市全体でしていただくものというふうに考えております。

○嶋野浩一朗委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 まずは要望していただくというふうにお話がありましたので、ぜひ要望、その立場で要望していただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっと、今さらの質問かもしれませんが、これスポーツセンター

が廃止されて、普通財産になります。その後は、今度は子育て総合支援センターと、味舌は多目的のものになりますが、それぞれまた新たな子育て総合支援センターであれば、子育て総合支援センターが管理をするべきものになるでしょうし、多目的のほうは用途の要項をつくれ、条例をつくって利用されていくことになるかと思うんですが、その所管、どこが責任を持って管理をしていくのか、これは生涯学習部で引き続き見るのか、次世代育成部のほうで見るのか、総務部のほうで見られるのか、その辺だけちょっと確認だけしたいと。

○嶋野浩一朗委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 施設といたしましては保育所となりますので、施設管理は次世代育成部、こども教育課ということになります。それから、本来の保育目的以外に利用いただくという、教育施設ということになりますと、先ほど答弁もいたしましたけれども、摂津市学校施設等の使用に関する条例に準じた形で運用するということになりますと、その時間帯につきましては生涯学習部が担当することになります。それから、多目的施設につきましては、目的をどのような多目的に利用するか、目的をはっきり明確にいたしまして、その目的に沿って建物用途変更をし、工事もしながら利用することになりますので、現在のところ生涯学習部が担当するのか、あるいは他の部が担当するのか、ここのところはいまだ決定はしておりません。

○嶋野浩一朗委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時19分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○嶋野浩一朗委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第50号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野浩一朗委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後2時21分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 嶋野 浩一朗

文教常任委員 東久美子